

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十月十七日

内閣総理大臣 石破 茂

法律第七十号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償金等の支給

第一節 補償金の支給（第三条―第九条）

第二節 優生手術等一時金の支給（第十条―第十四条）

第三節 人工妊娠中絶一時金の支給（第十五条―第十九条）

第四節 支給の調整（第二十条―第二十二条）

第五節 雑則（第二十三条―第二十七条）

第三章 旧優生保護法補償金等認定審査会（第二十八条―第三十二条）

第四章 調査及び検証等並びに周知（第三十三条・第三十四条）

第五章 雑則（第三十五条―第四十二条）

附則

昭和二十三年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに關しては、平成三十一年に「旧優生保護法」に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに關しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和六年七月三日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第十三条及び第十四条第一項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに關し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、最高裁判所令和四年（受）第一〇五〇号同六年七月三日大法廷判決、最高裁判所令和四年（受）第一四一一号同六年七月三日大法廷判決、最高裁判所令和五年（受）第一三二三号同六年七月三日大法廷判決及び最高裁判所令和五年（才）第一三四一号、同年（受）第一六八二号同六年七月三日大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に關し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）
第二条 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間において施行されていた優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）をいう。
2 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいう。
一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十六号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四百一十一号）による改正前の優生保護法第三条第一項又は第十条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五号）による改正前の優生保護法第三条第一項、第十条又は第十三条第二項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第三条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた優生手術等（次に掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）

イ 母体の保護

ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと。

二 ハに掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること。

この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいう。

一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた日（次号において「手術日」という。）からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者

二 手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいう。

一 昭和二十三年九月十一日から昭和二十四年六月二十三日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二百十六号）による改正前の優生保護法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第十三条第一項第二号から第四号までに掲げる者に該当することのみを理由として同法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

二 昭和二十四年六月二十四日から昭和二十七年五月二十六日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第四十一号）による改正前の優生保護法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第三条第一項第四号又は第十三条第一項第二号又は第十三号に掲げる者に該当することのみを理由として同法第十二条第一項又は第十五条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

三 昭和二十七年五月二十七日から平成八年三月三十一日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第十四条第一項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第四号又は第五号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

四 平成八年四月一日から同年九月二十五日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五号）による改正前の優生保護法第十四条第一項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第三号又は第四号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、昭和二十三年九月十一日から平成八年九月二十五日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第二条第二項に規定する人工妊娠中絶をいう。第三十三条において同じ。）であつて、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの

イ らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第十四条第一項第一号から第三号までに掲げる者

ロ 前各号に掲げる人工妊娠中絶を受けた者又はイに掲げる者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

第二章 補償金等の支給

第一節 補償金の支給

（補償金の支給）

第三条 国は、この法律の定めるところにより、次に掲げる者に対し、補償金を支給する。

一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者

二 特定配偶者

2 前項各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の補償金の支給を請求することができる。

3 補償金の支給を受けることができる遺族は、第一項各号に掲げる者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六条第一項第二号イ及び第十三条第一項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪とする。

4 補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序による。

5 補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（補償金の額）

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者 千五百万円

二 特定配偶者 五百万円

（補償金に係る認定等）

第五条 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求（以下この節において単に「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

3 請求は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過したときは、することができない。

（請求書の提出等）

第六条 請求をしようとする者は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣（当該請求が前条第二項の規定により都道府県知事を経由してされる場合にあっては、当該都道府県知事）に、次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）を記載した請求書（次項及び次条において単に「請求書」という。）を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者以外の方であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名及びその者の配偶者であつた期間

ロ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合

ハ 特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 イに定める事項並びに当該特定配偶者の氏名及び当該特定配偶者との関係

三 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた医療機関の名称及び所在地（これらの事項が明らかでないときは、その旨）

四 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）

五 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯

六 その他内閣府令で定める事項

2 都道府県知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

（都道府県知事による調査）

第七条 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、その都道府県の保有する文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。第三十七条において同じ。）、医療機関、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。第二十四条第三項において同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。

3 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

4 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合には、その旨を当該各号に定める都道府県知事に通知するものとする。

一 第五条第二項の規定により都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき 当該都道府県知事

二 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき 当該都道府県知事

5 第一項から第三項までの規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

6 都道府県知事は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による調査）

第八条 内閣総理大臣は、第五条第一項の認定（次項及び次条第八項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条第五項及び第七項において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができる。

2 内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（請求に係る審査）

第九条 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第二条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを受けた者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができるときは、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項各号に掲げるものを受けた者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が第二条第三項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る特定配偶者が同項各号のいずれかに掲げる者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る特定配偶者が同項各号に掲げる者に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会に通知し、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を求めなければならない。

4 旧優生保護法補償金等認定審査会は、前三項の規定による審査を求められたときは、第一項に規定する請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第二条第二項各号に掲げるものを受けた者に該当するかどうか、第二項に規定する請求に係る特定配偶者が同条第三項各号に掲げる者に該当するかどうか及び前項に規定する請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならない。

5 旧優生保護法補償金等認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は旧優生保護法補償金等認定審査会の指定する医師の診断を受けさせることができる。

6 旧優生保護法補償金等認定審査会は、第四項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

7 旧優生保護法補償金等認定審査会は、第四項の審査において、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

8 内閣総理大臣は、第四項の規定による通知があつた旧優生保護法補償金等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

第二節 優生手術等一時金の支給

（優生手術等一時金の支給）

第十条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給する。

（優生手術等一時金の額）

第十一条 優生手術等一時金の額は、三百二十万円とする。

(優生手術等一時金に係る認定等)

第十二条 内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給する。

第十五条 第二項及び第三項の規定は、前項の優生手術等一時金の支給の請求（次条第一項及び第十四条において単に「請求」という。）について準用する。

(支払未済の優生手術等一時金)

第十三条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その優生手術等一時金は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「同一生計遺族」という。）に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による優生手術等一時金を受けるべき同一生計遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による優生手術等一時金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとなす。

(補償金に関する規定の準用)

第十四条 第六条から第九条まで（同条第二項及び第三項を除く。）の規定は、請求について準用する。この場合において、第六条第一項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

第三節 人工妊娠中絶一時金の支給

(人工妊娠中絶一時金の支給)

第十五条 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給する。

(人工妊娠中絶一時金の額)

第十六条 人工妊娠中絶一時金の額は、二百万円とする。

(人工妊娠中絶一時金に係る認定等)

第十七条 内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給する。

2 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求（次条第一項及び第十九条において単に「請求」という。）について準用する。

(支払未済の人工妊娠中絶一時金)

第十八条 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 第十三条第二項及び第三項の規定は、前項の人工妊娠中絶一時金の支給について準用する。

(補償金に関する規定の準用)

第十九条 第六条から第九条まで（同条第二項及び第三項を除く。）の規定は、請求について準用する。この場合において、第六条第一項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第一号、第二号及び第六号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第二号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

第四節 支給の調整

(既に支給を受けた補償金との調整)

第二十条 重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。以下この条において同じ。）に係る特定配偶者補償金（特定配偶者として受ける補償金をいう。次項において同じ。）は、当該重複該当者に係る本人補償金（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として受ける補償金をいう。同項において同じ。）が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しない。

2 重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配偶者補償金が既に支給された場合には、第四条第一号に定める額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給する。ただし、特定配偶者補償金として既に支給された額が同号に定める額以上となるときは、支給しない。

(損害賠償との調整)

第二十一条 補償金の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、国は、その価額の限度において補償金を支給する義務を免れる。

2 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百五号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、国が補償金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。

(優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金との調整)

第二十二条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る人工妊娠中絶一時金は、その者に係る優生手術等一時金が既に支給された場合には、支給しない。

2 旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る優生手術等一時金は、その者に係る人工妊娠中絶一時金が既に支給された場合には、第十九条に定める額から第十六条に定める額を控除した額を支給する。

第五節 雑則

(関係機関等の協力)

第二十三条 関係機関は、第七条第二項（同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、第七条第六項、第八条第二項又は第九条第六項（これらの規定を第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金等の支給手続等についての周知、相談支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者並びにこれらの者の遺族並びに旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対し補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援その他第五条第一項の補償金の支給の請求、第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求及び第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

3 前二項の措置を講ずるに当たっては、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

(不正利得の徴収)

第二十五条 偽りその他不正の手段により補償金等の支給を受けた者があるときは、内閣総理大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金等の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十六条 補償金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第二十七条 租税その他の公課は、補償金等を標準として課することができない。

第三章 旧優生保護法補償金等認定審査会

(審査会の設置)

第二十八条 ことも家庭庁に、旧優生保護法補償金等認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第二十九条 審査会は、七人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかねばならない。

(委員の任期)

第三十一条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第三十二条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 調査及び検証等並びに周知

(調査及び検証等)

第三十三条 国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うものとする。

(この法律の趣旨及び内容についての周知)

第三十四条 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第五章 雑則

(費用の負担)

第三十五条 次に掲げる費用として内閣府令で定めるものは、内閣府令で定める基準により、国庫の負担とする。

一 第五条第一項又は第十二条第一項の規定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。次号において同じ。）（同号に該当するものを除く。）

二 第八条第一項又は第九条第五項（これらの規定を第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定による医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

(事務費の交付)

第三十六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(戸籍事項の無料証明)

第三十七条 市町村の長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同一生計遺族若しくは相続人に対して、当該市町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第三十八条 第五条第二項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七条第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）及び第六項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第三十九条 内閣総理大臣は、補償金等（第三十五条各号に規定する診断書の作成に要する費用を含む。次条第一項において同じ。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（同項及び第四十一条において「機構」という。）に委託することができる。

(旧優生保護法補償金等支払基金)

第四十条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金等の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金等支払等業務」という。）に要する費用（補償金等支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、旧優生保護法補償金等支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもつて充てるものとする。

(交付金)

第四十一条 政府は、予算の範囲内において、第三十九条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金等支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(内閣府令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、補償金等の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第五条第三項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する請求の期限については、この法律の施行後における第五条第一項の補償金の支給の請求、第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求及び第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(処分等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「新法」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、新法の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた請求その他の行為とみなす。

(旧優生保護法補償金等認定審査会の委員の任命に関する経過措置)

第四条 新法第二十九条第二項の規定による旧優生保護法補償金等認定審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

2 施行日の前日において旧優生保護法一時金認定審査会の委員である者の任期は、旧法第十九条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(調査等に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に旧法第二十一条の規定により講ぜられた調査その他の措置は、新法第十三条の規定により講ぜられた調査その他の措置とみなす。

(旧優生保護法一時金支払基金に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する旧法第二十八条第一項の規定による旧優生保護法一時金支払基金は、新法第四十条第一項の規定による旧優生保護法補償金等支払基金とみなす。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。
別表第一旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）の項を削り、同表に次のように加える。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）

第五条第二項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七條第一項から第三項まで（これらの規定を同条第五項、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）及び第六項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の三の見出し中「一時金」を「補償金等」に改め、同条第一項第一号中「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号）」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）」に、「旧優生保護法一時金支給法」を「旧優生保護法補償金等支給法」に、「第三条の一時金」を「第三条第一項の補償金、旧優生保護法補償金等支給法第十条の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十五条の人工妊娠中絶一時金」に改め、同項第二号中「旧優生保護法一時金支給法第六條第一項の一時金」を「旧優生保護法補償金等支給法第十三条第一項の優生手術等一時金及び旧優生保護法補償金等支給法第十八条第一項の人工妊娠中絶一時金」に改め、同項第三号中「旧優生保護法一時金支給法第二十三條各号」を「旧優生保護法補償金等支給法第三十五條各号」に改める。

附則第五条の四の見出しを「旧優生保護法補償金等支払基金」に改め、同条第一項中「旧優生保護法一時金支払基金」を「旧優生保護法補償金等支払基金」に、「旧優生保護法一時金支給法第二十八條第二項」を「旧優生保護法補償金等支給法第四十条第二項」に改める。

(こども家庭庁設置法の一部改正)

第十条 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号を次のように改める。

十五 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の規定による補償金等の支給等に関すること。

第六条第二項中「旧優生保護法一時金認定審査会」を「旧優生保護法補償金等認定審査会」に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に改める。

内閣総理大臣 石破 茂
総務大臣 村上誠一郎
厚生労働大臣 福岡 資麿

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百八十三号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第三十六条の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第六十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の規定により、毎年度 都道府県知事が法又は法に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用として、国が、都道府県に交付する交付金の額は、法第五条第一項の補償金、法第十二条第一項の優生手術等一時金及び法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とする。

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

旧優生保護法補償金等認定審査会令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣
石破
茂

政令第三百八十四号

旧優生保護法補償金等認定審査会令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第二十九条第一項及び第三十二条の規定に基づき、旧優生保護法一時金認定審査会令（令和元年政令第三十六号）の全部を改正するこの政令を制定する。

（審査会の委員の数の上限）

第一条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律第二十九条第一項の政令で定める人数は、二十人とする。

（部会）

第二条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

（議事）

第三条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第四条 審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理する。

（審査会の運営）

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 石破 茂

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和六年十二月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百八十五号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の施行に伴い、並びに同法附則第七条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項第四号並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条）

附則

第一章 関係政令の整備

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五十号を削り、第五十一号を第五十号とし、第五十二号から第五十七号までを一号ずつ繰り上げ、第五十八号の前に次の一号を加える。

五十七 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第四十一条の規定による交付金

（子ども家庭庁組織令の一部改正）

第二条 このも家庭庁組織令（令和五年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十七号を次のように改める。

十七 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）の規定による補償金等の支給等に関すること。

第十六条第六号を次のように改める。

六 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の規定による補償金等の支給等に関すること。

第二章 経過措置

第三条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日前に同法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この条において「旧法」という。）又は旧法に基づく命令の規定によつて都道府県知事が行った事務の処理に係る旧法第二十四条の規定による交付金及び同日前に独立行政法人福祉医療機構が行った旧法第二十八条第一項に規定する一時金支払等業務に係る旧法第二十九条の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

1 この政令は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行の日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第五十号に掲げる旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第二十九条の規定による交付金（次項において単に「交付金」という。）については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 石破 茂
財務大臣 加藤 勝信

○内閣府令第百十四号

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和六年法律第七十号）第二条第四項第五号ロ、第六条第一項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む）、第七条第一項及び第二項（同条第五項（第十四条及び第十九条において準用する場合を含む）、第十四条及び第十九条において準用する場合を含む）、第三十五条並びに第四十二条の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省令第七十二号）の全部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

内閣総理大臣 石破 茂

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則

（法第二条第四項第五号ロの内閣府令で定める者）

第一条 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）第二条第四項第五号ロの内閣府令で定める者は、同号イに掲げる者以外の者であつて、優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第百五号）による改正前の優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第一条の目的（母性の生命健康の保護に係るものを除く。）に照らして、同項第一号から第四号までに掲げる人工妊娠中絶を受けた者又は同項第五号イに掲げる者と同様の事情にあると認められるものとする。

（補償金の請求）

第二条 法第六条第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）とする。

一 法第五条第一項の補償金の支給の請求（以下この条から第四条までにおいて「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等（法第二条第二項に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等をいう。以下同じ。）を受けた者以外のものであるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 特定配偶者（法第二条第三項に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の性別及び生年月日並びに当該特定配偶者が法第二条第三項第二号に該当するときはその旨

ロ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族（法第三条第三項に規定する遺族をいう。以下同じ。）として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の性別及び生年月日並びにその者の死亡年月日

ハ 特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 イに定める事項並びに当該特定配偶者の性別及び生年月日並びに当該特定配偶者の死亡年月日

三 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた当時の状況及び当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った理由

四 請求をする者が既に法第二十条第一項の本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあつては、その旨

五 請求をする者（当該請求をする者が遺族の場合にあつては、当該請求に係る死亡した者及び当該請求をする者その他の当該死亡した者の相続人をいう。）が同一の事由について、損害賠償その他これに類する給付等を受けたことにより法第二十一条第一項の損害の填補がされた場合にあつては、その受けた損害賠償その他これに類する給付等の内容等

六 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

七 請求年月日

八 その他参考となるべき事項

2 法第六条第一項の請求書には、次に掲げる書類（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、その旨を証明することができ書類並びに第一号、第三号から第七号まで、第九号及び第十号に掲げる書類）を添えなければならない。

一 住民票の写しその他の法第六条第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

三 請求をする者が特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本

ロ 当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

ハ 当該請求をする者が法第二条第三項第二号に該当する場合にあつては、その事実を証明することができる書類

四 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡に関して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この号及び次号において同じ。）に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

ロ 当該請求をする者と当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本

ハ 当該請求をする者より先順位の方がいないことを認めることができる書類

二 当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

五 請求をする者が特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該請求に係る特定配偶者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

ロ 当該請求をする者と当該請求に係る特定配偶者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本

ハ 当該請求をする者が当該請求に係る特定配偶者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類

二 第三号イからハまで及び前号ハに掲げる書類

六 請求をする者が法第二十條の重複該当者であつて、既に同条の本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあつては、その旨を証明することができる書類

七 前項第五号の損害賠償その他これに類する給付等の内容等に関する事実を証明することができる書類

八 領収書その他の第二号の診断書の作成に要する費用（同号の診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

九 前項第六号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

十 その他請求に係る事実を証明する書類
（都道府県知事による調査）

第三条 法第七條第一項及び第二項の規定による調査結果の報告は、書面により行うものとする。

二 都道府県知事は、次に掲げる場合には、法第七條第二項の規定による調査を行わず、又は中止するものとする。

一 法第七條第一項の規定による調査により、請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が法第二條第二項第一号から第四号までのいずれかに該当するものを受けた者であることを証する書面その他当該請求に係る情報に記載されている文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）を含む。）により当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が同項第一号から第四号までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合

二 請求が既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求であつて、請求書によりその旨を確認することができる場合

三 前二項の規定は、法第七條第四項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。
（補償金に係る認定結果の通知）

第四条 内閣総理大臣は、法第五條第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者に、その旨及び当該認定に係る法第三十五條の規定により国庫の負担とする費用の額を通知しなければならない。

二 内閣総理大臣は、請求があつた場合において、法第五條第一項の認定をしなかつたときは、請求をした者に、その旨及び当該請求に係る法第三十五條の規定により国庫の負担とする費用の額を通知しなければならない。

三 請求が法第五條第二項の規定により都道府県知事を経由してなされた場合は、前二項の通知は、当該都道府県知事を経由して行うものとする。

（優生手術等一時金の請求）

第五条 法第十四條において準用する法第六條第一項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十二條第一項の優生手術等一時金の支給の請求（以下この条において「請求」という。）をする者の性別、生年月日及び電話番号

二 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた当時の状況及び当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至つた理由

三 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等（法第二條第四項に規定する旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等をいう。以下同じ。）を受けた者であつて、既に法第十五條の人工妊娠中絶一時金の支給を受けた者である場合にあつては、その旨

四 優生手術等一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五 請求年月日

六 その他参考となるべき事項

二 法第十四條において準用する法第六條第一項の請求書（次項において「請求書」という。）には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 住民票の写しその他の法第十四條において準用する法第六條第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

三 既に人工妊娠中絶一時金の支給を受けた場合にあつては、その旨を証明することができる書類

四 領収書その他の第二号の診断書の作成に要する費用（同号の診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

五 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

六 その他請求に係る事実を証明する書類

三 請求をする者が、法第六條第一項の補償金の支給の請求と併せて請求を行うときは、法第十四條において準用する法第六條第一項及び第一項の規定により請求書に記載することとされた事項（氏名を除く。）及び前項の規定により請求書に添えなければならないこととされた書類のうち、同条第一項の請求書に記載し、又は添えたものについては、法第十四條において準用する法第六條第一項、第一項及び前項の規定にかかわらず、請求書に記載し、又は添えることを要しないものとする。
（支払未済の優生手術等一時金の申出）

第六条 法第十三條第一項の規定により支払未済の優生手術等一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係

二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

三 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡年月日

四 支払未済の優生手術等一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

五 申出年月日

二 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三 申出をする者が同一生計遺族（法第十三條第一項に規定する同一生計遺族をいう。第九條第三号において同じ。）である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる書類

ロ 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

四 申出をする者が相続人である場合にあつては、相続人であることを証明することができる書類

五 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

(補償金に関する規定の準用)

第七条 第三条(第二号に係る部分に限る。)及び第四条の規定は、法第十二条第一項の優生手術等一時金の支給の請求について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第一項及び第二項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第一項及び第二項」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第二項」と、同条第一号中「法第七条第一項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第一項」と、同条第三項中「法第七条第四項」とあるのは「法第十四条において準用する法第七条第四項」と、第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十二条第一項」と、当該認定を受けた者」とあるのは「当該認定を受けた者(当該認定を受けた者が死亡している場合にあつては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第六条第一項の規定による申出を行った者)」と、同条第二項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十二条第一項」と、請求をした者」とあるのは「請求をした者(当該請求をした者が死亡している場合にあつては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第六条第一項の規定による申出を行った者)」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十二条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

第八条 法第十九条において準用する法第六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求(以下この条において「請求」という。)をする者の性別、生年月日及び電話番号
 - 二 請求に係る旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた当時の状況及び当該旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けるに至った理由
 - 三 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、既に法第十条の優生手術等一時金の支給を受けた者である場合にあつては、その旨
 - 四 人工妊娠中絶一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - 五 請求年月日
 - 六 その他参考となるべき事項
- 法第十九条において準用する法第六条第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 住民票の写しその他の法第十九条において準用する法第六条第一項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
- 二 既に優生手術等一時金の支給を受けた場合にあつては、その旨を証明することができる書類
- 三 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類
- 四 その他請求に係る事実を証明する書類

第九条 法第十八条第一項の規定により支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係
- 二 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所
- 三 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡年月日
- 四 支払未済の人工妊娠中絶一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
- 五 申出年月日

- 二 前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類
 - 二 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三 申出をする者が同一生計遺族である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係を証明することができる書類

ロ 申出をする者が旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

四 申出をする者が相続人である場合にあつては、相続人であることを証明することができる書類

五 前項第四号の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

(補償金に関する規定の準用)

第十条 第三条(第二号に係る部分に限る。)及び第四条の規定は、法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第一項及び第二項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第一項及び第二項」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第二項」と、同条第一号中「法第七条第一項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第一項」と、旧優生保護法に基づく優生手術等」とあるのは「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」と、法第二条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「法第二条第四項第一号から第四号まで」と、同条第三項中「法第七条第四項」とあるのは「法第十九条において準用する法第七条第四項」と、第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十七条第一項」と、当該認定を受けた者」とあるのは「当該認定を受けた者(当該認定を受けた者が死亡している場合にあつては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第九条第一項の規定による申出を行った者)」と、同条第二項中「法第五条第一項」とあるのは「法第十七条第一項」と、請求をした者」とあるのは「請求をした者(当該請求をした者が死亡している場合にあつては、その者に係る遺族又は当該死亡した者の相続人のうち、第九条第一項の規定による申出を行った者)」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十七条第二項において準用する法第五条第二項」と読み替えるものとする。

第十一条 法第三十五条の内閣府令で定めるものは、同条各号に掲げる費用とする。

2 法第三十五条の規定により国庫の負担とする費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 診断書の作成に要する費用(次号イ及びロに掲げる診断に要する費用を除く。) 当該診断書の作成に現に要した費用の額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)
- 二 次に掲げる診断に要する費用 当該診断に現に要した費用の額(その額が健康保険の診療方針及び診療報酬の例により算定した額を超える場合にあつては、当該算定した額)

イ 法第五条第一項又は法第十二条第一項の規定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断

ロ 法第八条第一項又は法第九条第五項(これらの規定を法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。)の規定による医師の診断

(診断書等の提出)

第十二条 法第八条第一項(法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する請求者は、同項又は法第九条第五項(法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。)の規定により医師の診断を受けたときは、当該診断の結果が記載された診断書及び領収書その他の当該診断書の作成に要する費用(当該診断に要する費用を含む。)の額が記載された書類を内閣総理大臣に提出するものとする。

(請求書作成の特例)

第十三条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、法第六条第一項(法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。)の請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、法第五条第一項の補償金、法第十二条第一項の優生手術等一時金及び法第十七条第一項の人工妊娠中絶一時金の支給の請求をしようとする者の口頭による陳述をその職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて当該請求をしようとする者に代わって請求書を作成し、これを当該請求をしようとする者に読み聞かせた上で、当該請求をしようとする者とともに氏名を記載するものとする。

(書類の経由)

第十四条 第六条第一項及び第九条第一項の申出又は第十二条の提出は、当該申出又は提出をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

(添付書類の省略)

第十五条 この府令の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、内閣総理大臣は、特別な事由があると認めるときは、添付すべき書類を省略させることができる。

(郵送等による請求書の提出の日)

第十六条 法第六条第一項（法第十四条及び法第十九条において準用する場合を含む。）の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした通知その他の行為は、この府令の施行後は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした通知その他の行為とみなす。

3 この府令の施行の際現に旧規則の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている申出その他の行為は、この府令の施行後は、新規則の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた申出その他の行為とみなす。

こ 成 母 第 29 号
令和7年1月17日

各 都道府県知事 殿

こ ども 家 庭 庁 成 育 局 長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等
に関する法律」等の施行について（通知）

令和6年10月8日に成立した、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）が、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和6年政令第383号）、旧優生保護法補償金等認定審査会令（令和6年政令第384号）、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和6年政令第385号）及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（令和6年内閣府令第114号）とともに、本日施行されたところである。法の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては、管内市区町村にも周知していただくようお願いする。

記

第1 前文

法には、以下の前文が置かれていること。

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいはその存在を背景として、多くの方々が、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有すること等（以下「特定疾病等」という。）を理由に生殖を不能にする手術若しくは放射線の照射（以下「優生手術等」という。）又は人工妊娠中絶を受けることを強いられて、子を生み育てるか否かについて自ら意思決定をする機会を奪われ、これにより耐え難い苦痛と苦難を受けてきた。

特定疾病等を理由に優生手術等を受けることを強いられたことに関しては、平成 31 年に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が制定されたが、同法はこれを強いられた方々に対してその被った苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。また、特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことに関しては、これまで謝罪も慰謝も行われてこなかった。

しかしながら、令和 6 年 7 月 3 日の最高裁判所大法廷判決において、特定疾病等に係る方々を対象者とする生殖を不能にする手術について定めた旧優生保護法の規定は日本国憲法第 13 条及び第 14 条第 1 項に違反するものであり、当該規定に係る国会議員の立法行為は違法であると判断され、国の損害賠償責任が認められた。

国会及び政府は、この最高裁判所大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、特定疾病等を理由に生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する規定に係る立法行為を行い及びこれを執行するとともに、都道府県優生保護審査会の審査を要件とする生殖を不能にする手術を行う際には身体の拘束や欺罔等の手段を用いることも許される場合がある旨の通知を発出するなどして、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、悔悟と反省の念を込めて深刻にその責任を認めるとともに、心から深く謝罪する。また、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を受けることを強いられたことについても、心から深く謝罪する。

ここに、国会及び政府は、この問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるようにするとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、その被害の回復を図るため、およそ疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意を新たにしつつ、この法律を制定する。

第 2 趣旨

この法律は、最高裁判所令和 4 年（受）第 1050 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決、最高裁判所令和 4 年（受）第 1411 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決、最高裁判所令和 5 年（受）第 1319 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決、最高裁判所令和 5 年（受）第 1323 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決及び最高裁判所令和 5 年（オ）第 1341 号、同年（受）第 1682 号同 6 年 7 月 3 日大法廷判決において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者の損害の迅速な賠償を図るための補償金、特定疾病等を理由に旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための優生手術等一時金及び特定疾病等を理由に旧

優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の被った苦痛を慰謝するための人工妊娠中絶一時金の支給に関し必要な事項等を定めるものであること。

第3 定義

一 この法律において「旧優生保護法」とは、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間において施行されていた優生保護法（昭和23年法律第156号）をいうこと。

二 この法律において「旧優生保護法に基づく優生手術等」とは、次に掲げるものをいうこと。

- ① 昭和23年9月11日から昭和24年6月23日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和24年法律第216号）による改正前の優生保護法第3条第1項又は第10条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
- ② 昭和24年6月24日から昭和27年5月26日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和27年法律第141号）による改正前の優生保護法第3条第1項又は第10条の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
- ③ 昭和27年5月27日から平成8年3月31日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）による改正前の優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第3条第1項第4号又は第5号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
- ④ 平成8年4月1日から同年9月25日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（平成8年法律第105号）による改正前の優生保護法第3条第1項、第10条又は第13条第2項の規定により行われた優生手術（当該優生手術を受けた者が同法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた優生手術を除く。）
- ⑤ ①から④のほか、昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に日本国内において行われた優生手術等（イからニまでに掲げる事由のみを理由として行われた優生手術等であることが明らかであるものを除く。）

イ 母体の保護

ロ 子宮がんその他の疾病又は負傷の治療

ハ 本人が子を有することを希望しないこと

ニ ハに掲げるもののほか、本人が当該優生手術等を受けることを希望すること

三 この法律において「特定配偶者」とは、次に掲げる者をいうこと。

- ① 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の手術日からこの法律の公布の日の前日までの間に、当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていた者
- ② 手術日の前日までの間に、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）をした者

四 この法律において「旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等」とは、次に掲げるものをいうこと。

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から昭和 24 年 6 月 23 日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和 24 年法律第 216 号）による改正前の優生保護法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 13 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に該当することのみを理由として同法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ② 昭和 24 年 6 月 24 日から昭和 27 年 5 月 26 日までの間に、優生保護法の一部を改正する法律（昭和 27 年法律第 141 号）による改正前の優生保護法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 13 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる者に該当することのみを理由として同法第 12 条第 1 項又は第 15 条の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ③ 昭和 27 年 5 月 27 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間に、らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第 14 条第 1 項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第 4 号又は第 5 号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）
- ④ 平成 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 25 日までの間に、優生保護法の一部を

改正する法律（平成 8 年法律第 105 号）による改正前の優生保護法第 14 条第 1 項の規定により行われた人工妊娠中絶（当該人工妊娠中絶を受けた者が同項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することのみを理由として同項の規定により行われた人工妊娠中絶を除く。）

- ⑤ ①から④に掲げるもののほか、昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に日本国内において行われた人工妊娠中絶（旧優生保護法第 2 条第 2 項に規定する人工妊娠中絶をいう。第 10 において同じ。）であって、当該人工妊娠中絶が行われた時に当該人工妊娠中絶を受けた者が次のいずれかに該当していたことを理由として行われたもの

イ らい予防法の廃止に関する法律による改正前の優生保護法第 14 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者

ロ ①から④に掲げる人工妊娠中絶を受けた者又はイに掲げる者と同様の事情にある者として内閣府令で定める者

当該「内閣府令で定める者」は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則第 1 条に規定されている。その趣旨は、脳性まひを有し、優生上の見地から不良の子孫の出生を防止することを目的とする人工妊娠中絶など、旧優生保護法が必ずしも対象としていない障害や疾病を有し、優生上の見地から不良の子孫の出生を防止することを目的とする人工妊娠中絶についても、人工妊娠中絶一時金の対象とするものであること。

第 4 補償金

一 補償金の支給等

1 補償金の支給

- (1) 国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び特定配偶者に対し、補償金を支給すること。
- (2) (1) の者が死亡したときは、その者の遺族は、自己の名で、その者の補償金の支給を請求することができること。
- (3) 補償金の支給を受けることができる遺族は、(1) の者の死亡した当時の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪とし、補償金の支給を受けるべき遺族の順位は、上記の順序によること。
- (4) 補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人がした請求は、その全額について全員のためにしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなすこと。

2 補償金の額

補償金の額は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対して 1,500 万円、特定配偶者に対して 500 万円とすること。

二 支給の手続

1 請求

(1) 権利の認定

- ① 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給すること。
- ② ①の請求（以下第4において「請求」という。）は、当該請求をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができること。
- ③ 請求は、この法律の施行の日から起算して5年を経過したときは、することができないこと。
- ④ 内閣総理大臣は、①の認定をしたときは、当該認定を受けた者に、その旨及び当該認定に係る国庫の負担とする費用の額を通知しなければならないこと。
- ⑤ 内閣総理大臣は、請求があった場合において、①の認定をしなかったときは、請求をした者に、その旨及び当該請求に係る国庫の負担とする費用の額を通知しなければならないこと。
- ⑥ 請求が都道府県知事を経由してなされた場合は、④及び⑤の通知は、当該都道府県知事を経由して行うものとする。

(2) 請求書の提出

- ① 請求をしようとする者は、内閣総理大臣（都道府県知事を経由する場合は、当該都道府県知事）に、次の事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに次のイ、ロ、へ、ト、チ、リ及びヌに掲げる事項）を記載した請求書（以下②及び2（1）①において「請求書」という。）を提出しなければならないこと。
 - イ 請求をする者の氏名、住所又は居所、性別、生年月日及び電話番号
 - ロ 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者以外の者であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (i) 特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別及び生年月日並びにその者の配偶者であった期間並びに当該特定配偶者が第3の三②に該当する場合はその旨
 - (ii) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別及び生年月日並びにその者との関係並びにその者の死亡年月日
 - (iii) 特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合 (i)に定める事項並びに当該特定配偶者の氏名、性別及び生年月日並びに当該特定配偶者との関係並びに当該特定配偶者の死亡年月日
 - ハ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた医療機関の名称及び所在地(これらの事項が明らかでないときは、その旨)
 - ニ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた年月日(これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。)
 - ホ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた当時の状況並びに当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けるに至った経緯及び理由
 - ヘ 請求する者が既に第7の一の本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあっては、その旨
 - ト 請求をする者(当該請求をする者が遺族の場合にあっては、当該請求に係る死亡した者及び当該請求をする者その他の当該死亡した者の相続人をいう。)が同一の事由について、損害賠償その他これに類する給付等を受けたことにより第7の二の損害の填補がされた場合にあっては、その受けた損害賠償その他これに類する給付等の内容等
 - チ 補償金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号
 - リ 請求年月日
 - ヌ その他参考となるべき事項
- ② ①の請求書には、次に掲げる書類(既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、その旨を証明することができる書類並びに次のイ、ハからトまで、リ及びヌに掲げる書類)を添えなければならない。
- イ 住民票の写しその他の請求をする者の氏名及び住所又は居所を

を証明することができる書類

- ロ 請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
- ハ 請求をする者が特定配偶者として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (i) 当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (ii) 当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - (iii) 当該請求をする者が第3の三②に該当する場合にあっては、その事実を証明することができる書類
- ニ 請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (i) 当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡に関して市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下ニ及びホにおいて同じ。）に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
 - (ii) 当該請求をする者と当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (iii) 当該請求をする者より先順位の者がいないことを認めることができる書類
 - (iv) 当該請求をする者が当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ホ 請求をする者が特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
 - (i) 当該請求に係る特定配偶者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある

事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

(ii) 当該請求をする者と当該請求に係る特定配偶者との関係を証明することができる戸籍謄本又は戸籍抄本

(iii) 当該請求をする者が当該請求に係る特定配偶者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

(iv) ハ(i)から(iii)まで及びニ(iii)に掲げる書類

ヘ 請求をする者が第7の一及びニの重複該当者であって、既に本人補償金又は特定配偶者補償金の支給を受けた場合にあつては、その旨を証明することができる書類

ト ①トの損害賠償その他これに類する給付等の内容等に関する事実を証明することができる書

チ 領収書その他の口の診断書の作成に要する費用（診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

リ ①チの金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

ヌ その他請求に係る事実を証明する書類

③ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、直ちに、これを内閣総理大臣に送付しなければならないこと。

2 請求に係る都道府県知事及び内閣総理大臣による調査

(1) 都道府県知事による調査

① 請求書の提出を受けた場合の調査

イ 都道府県知事は、請求書の提出を受けたときは、その都道府県の保有する文書にその請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該都道府県の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

ロ 都道府県知事は、請求書にその都道府県においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、当該都道府県の区域内の市区町村、医療機関、障害者支援施設、児童福祉施設その他の関係機関（以下「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を書面により報告するよう求めるものとする。この場合において、当該結果の

報告を受けたときは、当該都道府県知事は、当該結果を内閣総理大臣に通知するものとする。

ハ 都道府県知事は、次に掲げる場合には、ロの調査を行わず、又は中止するものとする。

(i) イの調査により、請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二①から④までのいずれかに該当するものを受けた者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書により当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二①から④までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合

(ii) 請求が既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求であつて、請求書によりその旨を確認することができる場合

② 内閣総理大臣から通知を受けた場合の調査

イ 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を(i)又は(ii)に定める都道府県知事に通知するものとする。

(i) 都道府県知事を経由してされた請求に係る請求書にその都道府県以外の都道府県の区域内において当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるとき
当該都道府県の知事

(ii) 都道府県知事を経由しないでされた請求に係る請求書に当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた都道府県の区域に関する記載があるとき
当該都道府県の知事

ロ ①は、イの通知を受けた都道府県知事について準用すること。

③ 公務所又は公私の団体への照会

都道府県知事は、①又は②ロの調査又は聴取に関し必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(2) 内閣総理大臣による調査

内閣総理大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（以下「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は内閣総理大臣の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 請求に係る審査会による審査

- (1) 内閣総理大臣は、補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二①から④までのいずれかに掲げるものを受けた者に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を旧優生保護法補償金等認定審査会（以下「審査会」という。）に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (2) 内閣総理大臣は、特定配偶者又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る特定配偶者が第3の三①又は②のいずれかに該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (3) 内閣総理大臣は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族として補償金の支給を受けようとする者から請求を受けたときは、当該請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当することを確認することができる場合を除き、当該請求の内容を審査会に通知し、その審査を求めなければならないこと。
- (4) 審査会は、審査を求められたときは、(1)の請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が第3の二に掲げるものを受けた者に該当するかどうか、(2)の請求に係る特定配偶者が第3の三に掲げる者に該当するかどうか及び(3)の請求に係る遺族が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の遺族又は特定配偶者の遺族に該当するかどうかについて審査を行い、その結果を内閣総理大臣に通知しなければならないこと。
- (5) 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、請求者等に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は審査会の指定する医師の診断を受けさせることができるとともに、必要があると認めるときは、関係機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができること。
- (6) 審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- (7) 内閣総理大臣は、(4)による通知があった審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

第5 優生手術等一時金

一 優生手術等一時金の支給等

1 優生手術等一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、優生手術等一時金を支給すること。

2 優生手術等一時金の額

優生手術等一時金の額は、320 万円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき優生手術等一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その優生手術等一時金は、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「同一生計遺族」という。）に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

二 支給の手續

1 権利の認定

(1) 内閣総理大臣は、優生手術等一時金の支給を受けようとする者の請求（以下2において「請求」という。）に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、優生手術等一時金を支給すること。

(2) 第4の二の1（1）②及び③は、第5の二の1（1）について準用すること。

2 請求書の提出、都道府県知事及び内閣総理大臣による調査並びに請求に係る審査等に関する準用等

① 第4の二の1（2）（①ロ、へ及びト並びに②ハ、ニ、ホ、へ及びトを除く。）並びに2（（1）①（ii）を除く。）及び3（（2）及び（3）を除く）については、請求について準用すること。

② ①のほか、請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、既に

第6の一の1の人工妊娠中絶一時金の支給を受けた者である場合にあっては、請求書にその旨を記載しなければならないこと。

- ③ ②の既に人工妊娠中絶一時金の支給を受けた場合にあっては、請求書にその旨を証明することができる書類を添付しなければならないこと。

3 支払未済の優生手術等一時金の申出

- ① 一の3により支払未済の優生手術等一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならないこと。

イ 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係

ロ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

ハ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡年月日

ニ 支払未済の優生手術等一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

ホ 申出年月日

- ② ①の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならないこと。

イ 住民票の写しその他の①のイに掲げる事項を証明することができる書類

ロ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

ハ 申出をする者が同一生計遺族である場合にあっては、次に掲げる書類

(i) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者との関係を証明することができる書類

(ii) 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

ニ 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

ホ ①ニの金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

第6 人工妊娠中絶一時金

一 人工妊娠中絶一時金の支給等

1 人工妊娠中絶一時金の支給

国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、施行日において生存しているものに対し、人工妊娠中絶一時金を支給すること。

2 人工妊娠中絶一時金の額

人工妊娠中絶一時金の額は、200 万円とすること。

3 支払未済の一時金

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき人工妊娠中絶一時金でその支払を受けなかったものがあるときは、その人工妊娠中絶一時金は、その者の同一生計遺族に支給し、支給すべき同一生計遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給すること。

二 支給の手続

1 権利の認定

(1) 内閣総理大臣は、人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者の請求（以下2において「請求」という。）に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、人工妊娠中絶一時金を支給すること。

(2) 第4の二の1（1）②及び③は、第6の二の1（1）について準用すること。

2 請求書の提出、都道府県知事及び内閣総理大臣による調査並びに請求に係る審査等に関する準用等

① 第4の二の1（2）（①ロ、ハ、ニ、ヘ及びト並びに②ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト及びチを除く。）並びに2及び3（（2）及び（3）を除く。）については、請求について準用すること。

② ①のほか、請求をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であつて、既に第5の一の1の優生手術等一時金の支給を受けた者である場合にあっては、請求書にその旨を記載しなければならないこと。

③ ②の既に優生手術等一時金の支給を受けた場合にあっては、請求書にその旨を証明することができる書類を添付しなければならないこと。

3 支払未済の人工妊娠中絶一時金の申出

① 一の3により支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を内閣総理大臣に提出しなければならないこと。

イ 申出をする者の氏名、性別、生年月日、住所又は居所及び当該申出に係る旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係

ロ 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の氏名、性別、生年月日及び住所又は居所

ハ 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡年月日

ニ 支払未済の人工妊娠中絶一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号

ホ 申出年月日

② ①の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならないこと。

イ 住民票の写しその他の①のイに掲げる事項を証明することができる書類

ロ 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

ハ 申出をする者が同一生計遺族である場合にあっては、次に掲げる書類

(i) 旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との関係を証明することができる書類

(ii) 申出をする者が旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

ニ 申出をする者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

ホ ①ニの金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

第7 支給の調整

一 既に支給を受けた補償金との調整

重複該当者（旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者であり、かつ、特定配偶者である者をいう。）に係る特定配偶者補償金は、当該重複該当者に係る本人補償金が既に支給された場合には、その支給額の限度において、支給しないこととし、重複該当者に係る本人補償金は、当該重複該当者に係る特定配

偶者補償金が既に支給された場合には、本人補償金の額から特定配偶者補償金として既に支給された額を控除した額を支給すること。

二 損害賠償との調整

補償金の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、国は、その価額の限度において補償金を支給する義務を免れることとし、国が損害賠償の責任を負う場合において、国が補償金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れること。

三 優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金との調整

旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る人工妊娠中絶一時金は、その者に係る優生手術等一時金が既に支給された場合には、支給しないこととし、旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、かつ、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に係る優生手術等一時金は、その者に係る人工妊娠中絶一時金が既に支給された場合には、優生手術等一時金の額から人工妊娠中絶一時金として既に支給された額を控除した額を支給すること。

第8 補償金等の支給に関する雑則

一 関係機関等の協力

- 1 関係機関は、都道府県知事から第4の2（1）①ロ又は②ロ並びに第5の2の2並びに第6の2の2の調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。
- 2 関係機関その他の公務所又は公私の団体は、都道府県知事、内閣総理大臣又は審査会から必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。

二 補償金等の支給手続等についての周知、相談支援等

- 1 国及び地方公共団体は、補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。
- 2 国及び都道府県は、相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

- 3 1及び2の措置を講ずるに当たっては、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

三 不正利得の徴収、譲渡等の禁止、非課税等

不正利得の徴収、補償金等の支給を受ける権利の譲渡等の禁止、補償金等に係る非課税等の規定を設けること。

第9 旧優生保護法補償金等認定審査会

- 一 こども家庭庁に、審査会を置くこと。

- 二 審査会は、7人以上20人以内の委員をもって組織すること。

- 三 委員は、医療、法律、障害者福祉等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。

- 四 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができること等とすること。

- 五 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこと等とすること。

- 六 審査会の庶務は、こども家庭庁成育局母子保健課において処理すること。

- 七 旧優生保護法補償金等認定審査会令に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めること。

第10 調査及び検証等

国は、特定疾病等を理由として優生手術等又は人工妊娠中絶を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返すことのないよう、特定の疾病や障害を有する者に対する優生上の見地からの偏見と差別を根絶し、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等に関する調査その他の措置を講ずるとともに、当該措置の成果を踏まえ、当該事態が生じた原因及び当該事態の再発防止のために講ずべき措置についての検証及び検討を行うものとする。

第 11 この法律の趣旨及び内容についての周知

国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

第 12 雑則

一 費用負担

次に掲げる費用は、国庫の負担とすること。

- ① 認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者が当該認定に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出していた場合における当該診断書の作成に要する費用（当該診断に要する費用を含む。②において同じ。）
- ② 第 4 の二の 2（2）又は 3（5）（第 5 の二の 2 及び第 6 の二の 2 において準用する場合を含む。）の医師の診断の結果が記載された診断書の作成に要する費用

二 事務費の交付

国は、都道府県に対し、都道府県知事がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付することし、当該必要な費用として、国が都道府県に交付する交付金の額は、補償金等の請求の件数を基準として内閣総理大臣の定める方式によって算定した費用の額とすること。

三 戸籍事項の無料証明

市区町村の長は、内閣総理大臣、都道府県知事又は補償金等の支給を受けようとする者若しくはその同一生計遺族若しくは相続人に対して、当該市区町村の条例で定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者、特定配偶者若しくは旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者又はこれらの者の遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができること。

四 事務の委託

- 1 内閣総理大臣は、補償金等（一の費用を含む。）の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）に委託することができること。

- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、1の事務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

五 内閣府令への委任

補償金等の支給手続その他の必要な事項は、内閣府令で定めること。

第13 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。
ただし、四は、公布の日から施行すること。

二 請求の期限の検討

請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

三 処分等に関する経過措置

この法律の施行前に改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下第13において「旧法」という。）の規定により国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、改正後の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下、第13において「新法」という。）の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事がした認定その他の処分又は通知その他の行為とみなすこととし、この法律の施行の際に旧法の規定により従前の国の機関又は都道府県知事に対してされている請求その他の行為は、新法の相当規定により相当の国の機関又は都道府県知事に対してされた請求その他の行為とみなすこと。

四 審査会の委員の任命に関する経過措置

審査会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができることとし、施行日の前日において旧優生保護法一時金認定審査会の委員である者の任期は、旧法の規定にかかわらず、その日に満了すること。

五 調査等に関する経過措置

この法律の施行前に旧法第21条の規定により講ぜられた調査その他の措置は、新法第33条の規定により講ぜられた調査その他の措置とみなすこと。

六 旧優生保護法一時金支払基金に関する経過措置

この法律の施行の際現に存する旧法による旧優生保護法一時金支払基金は、新法による旧優生保護法補償金等支払基金とみなすこと。

七 地方自治法等の一部改正

1 地方自治法の一部改正

別表第一における旧法の項を削り、新法の項を加えること。

2 こども家庭庁設置法の一部改正

こども家庭庁の旧法の規定による一時金の支給等に関する所掌事務を、新法の規定による補償金等の支給等に関する事務のように改めること。

八 その他

その他所要の規定を整備すること。

以上

<添付資料>

別添：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料（関係法令）

各 都道府県 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律に基づき都道府県に交付する事務費に関する政令（令和 6 年政令第 383 号）、旧優生保護法補償金等認定審査会令（令和 6 年政令第 384 号）、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 385 号）及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則（令和 6 年内閣府令第 114 号。以下「規則」という。）が本日施行されたところである。

今般、各都道府県における法又は法に基づく命令の規定に基づく補償金等の請求等に関する事務の取扱いについて、下記のとおり定めたので通知する。

本通知の発出に伴い、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の請求等に関する事務の取扱いについて（通知）」（平成 31 年 4 月 24 日付け子母発 0424 第 1 号）は廃止する。

政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられた方々に対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであり、今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実に行われるよう、全力を尽くしてまいる所存である。

なお、本通知は、「第 2 相談支援」及び「第 10 周知・広報」を除き、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものである。

第1 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者（以下「支給対象者」という。）の多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定される。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮を行うこと。

また、周知・広報や相談支援等の実施に当たっては、旧優生保護法に係る対応部局のみならず、障害保健福祉関係部局や医療関係部局などにも密接に関係するため、各都道府県におかれては、それぞれの庁内関係部局間で連携しながら、丁寧な対応をお願いしたい。

第2 相談支援

法第24条第2項において、「国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする」とされており、同条第3項においては、その際、支給対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされている。そのため、都道府県において、請求者が相談・請求をしやすい体制整備を行うこと。

その際、例えば、

- ・ 補償金等についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援関係者等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられるので、各都道府県において、積極的に検討すること。

また、請求者を都道府県の相談窓口につなぐためには、請求者にとって身近な関係機関や関係者から話を聞ける環境を整備することが重要である。

例えば、

- ・ 請求者が日常生活で訪れることが想定される市町村の窓口に広報用ポスターの掲示やリーフレットを配布
- ・ 地域の障害者支援施設、障害者支援団体等が身近な相談先となるよう、出張相談や協力依頼の実施

等の取組が考えられるので、積極的に検討すること。

第3 補償金等の請求の受付

- 1 補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金の支給の請求に共通する事項
(1) 請求書への記載等

補償金等（補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金をいう。以下同じ。）の支給の請求については、請求者の区分に応じ、それぞれ以下の様式により受け付けること。なお、欄内に記入しきれない場合には、別紙を添付する等により対応すること。

- ・ 優生手術等を受けた本人又はその遺族 「様式 1－① 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書」
- ・ 特定配偶者又はその遺族 「様式 1－② 旧優生保護法補償金支給請求書」
- ・ 人工妊娠中絶を受けた本人 「様式 1－③ 旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書」

（２）住所欄への記載

法において、請求書には、住所又は居所を記載することとされていることから、「様式 1－①」から「様式 1－③」までの住所欄には必ずしも住民票上の住所を記載する必要はない。また、住民票上の住所地と異なる都道府県に居住している場合には、居住実態のある都道府県で受け付けること。

（３）請求にあたっての配慮

補償金等に関する相談があった際、原則、弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業（以下「請求サポート事業」という。）を紹介すること。ただし、相談者が一時金の既受給者である場合には、一時金の認定実績をもって補償金の認定を受けることが可能であるため、その旨を伝え、第 3 の 2 の（２）に従い、請求を促すこと。

請求サポート事業を利用しない場合であっても、補償金等の請求の意思が明確な場合には、請求書の記載事項に不備があり、又は添付書類が揃わない場合でも、原則、その場で受理すること。不足する書類等があれば、受理後に補正するという形で後日対応すること。

また、規則第 13 条において、請求者本人が請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求者の口頭による陳述を職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて請求者に代わって請求書を作成し、これを当該請求者に読み聞かせた上で、職員が請求者とともに氏名を記載するものとされていることを踏まえ、請求者の状況に応じて適切に対処すること。なお、請求者が職員とともに氏名を記載するための様式は特段定めていないので、様式の余白に代筆者の肩書と氏名を記載することなど、適宜工夫すること。

（４）郵送による請求

規則第 16 条において、請求書が郵送等により送付された場合には、通信日付印により表示された日（消印日）において請求がなされたものとみなすこととされているので、留意すること。

（５）委任状の添付

「様式1－①」から「様式1－③」までにおいて、「振り込みを希望する金融口座」欄に請求者本人以外の者を口座名義人とする金融口座が記載されている場合には、当該口座名義人に対する補償金等受取りの委任状を添付すること。

また、請求者本人に代わって、委任を受けた代理人が請求書を提出する場合、委任状を添付すること。委任状には、明確に委任する内容を記載するよう求めるとともに、代理人及び請求者の本人確認資料の写しを提出させること等により、代理人が請求者本人により適切に代理権を授与された者であることを確認すること。なお、疑わしい事情がある場合には、請求者本人の意思を直接確認する等、真正な委任の関係の確認に努めること。

(参考：委任状に最低限記載すべき事項)

- ・請求者本人氏名及び住所
- ・代理人氏名及び住所
- ・請求者本人と代理人の関係
- ・委任する内容
- ・委任の日付

(6) 公用照会による請求者の負担軽減等

請求に当たって、添付資料（住民票の写し又は戸籍関係書類）の提出を求めることが過度な負担となる場合には、都道府県においては、公用照会を実施するなどして、請求者の負担軽減となるように努めること。

2 補償金又は優生手術等一時金の支給の請求

補償金又は優生手術等一時金の支給の請求については、法による改正前の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「一時金支給法」という。）に基づく一時金を既に受給した者（以下「一時金の既受給者」という。）がいることを踏まえ、一時金の既受給者に係る請求か否かに着目して事務の処理を行うこと。

(1) 補償金又は優生手術等一時金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求以外の場合）

ア 優生手術等一時金の請求の案内等

請求者が優生手術等を受けた者であって、これまで一時金の支給の請求をしていない場合には、補償金の請求とあわせて優生手術等一時金の請求が可能である。「様式1－①」にチェック欄を設けているので、忘れずに案内すること。

また、補償金や優生手術等一時金の支給認定を円滑に行うためには、手術を受けた場所や経緯を特定することが必要である。そのため、請求者の負担にも配慮しつつ、具体的に手術を受けた場所・時期・経緯等を可能な範囲で、可能な限り詳細に記載していただくこと。

イ 添付書類

請求書には、以下の書類を添付することとし、第3の1の(3)のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。なお、請求の受付後、補正の形で添付書類を求める必要がある場合は、文書等で請求者と認識共有を行い、補正が行われず放置されることがないように留意すること。

(ア) 書類の内容

①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

②請求に係る優生手術等を受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書

医師の診断書については、原則「様式2 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書」を利用するよう請求者に案内すること。なお、請求者がすでに診断書を取得済みの場合には、別の様式でも問題ないこと。

③領収書その他の診断書の作成に要する費用（診断に要する費用を含む。）の額が記載された書類

診断書の作成に要する費用の請求にあたっては、原則「様式3 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書」を利用するよう案内すること。なお、請求者が既に領収書を取得している場合には、「様式3」のうち、申請に関する事項のみ記載し、「3. 領収書欄」は空欄にした上で、取得済みの領収書とあわせて提出すれば足りること。なお、その際、取得済みの領収書に記載された診断料に保険適用のものが含まれていないことを確認すること。保険適用のものが含まれる場合には、受診した医療機関に対し、再度「様式3」の「3. 領収書欄」を医療機関にて記載してもらうよう求めること。

④金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

⑤その他請求に係る事実を証明する書類

上述の診断書その他、補償金又は優生手術等一時金の支給の認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。例えば、以下のようなものが考えられるので、適宜請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

(考えられる書類の例)

- ・ 優生手術等の経緯についての関係者（親族等）からの証言
 - ・ 戸籍謄（抄）本等の子どもがいないことを確認できる書類
 - ・ 請求者が都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類
 - ・ 障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類
- 等

上記に加え、請求者に応じて、以下の書類を添付すること。

⑥優生手術等を受けた者との関係を証明できる戸籍謄（抄）本等＜特定配偶者の場合＞

優生手術等を受けた者と婚姻関係を確認するため、基本的に戸籍謄（抄）本等を添付すること。また、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、続柄に「妻（未婚）」等と表示されている住民票の写しなど、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書類を添付すること。戸籍謄（抄）本等や住民票の写しなどの公的証明により婚姻関係が確認できる場合、認定までに要する期間が短くなる可能性がある。公的証明によることが難しい場合、子ども家庭庁に相談すること。

加えて、手術日の前日までの間に、優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）した者も特定配偶者に該当する。このため、認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。適宜、請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

⑦優生手術等を受けた者又は特定配偶者の遺族であることを証明できる次に掲げる書類＜遺族の場合＞

（i） 死亡届の記載事項証明書等

死亡届の記載事項証明書等以外にも、優生手術等を受けた者若しくは特定配偶者又は先順位の遺族の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類として、死亡診断書等の写し又は戸籍謄（抄）本でも問題ないこと。

（ii） 請求者と優生手術等を受けた本人又は特定配偶者との関係及び請求者より先順位の遺族がいないことを確認できる戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本若しくは戸籍（除籍）全部事項証明書等

⑧既に国から補償金の支給を受けている旨を証明することができる書類（補償金の認定結果通知又は振込み済通知の写し等）＜既に補償金の支給を受けた場合＞

法第 20 条第 1 項及び第 2 項に基づき、優生手術等を受けた者であって、かつ、特定配偶者である場合には、国から支払われる補償金の額が調整されるため、留意

すること。

- ⑨国から支払いを受けた損害賠償金等の内容等に関する事実を証明することができる書類（判決内容の分かる書類や和解に関する合意書などの写し等）＜国から損害賠償金や和解金の支払いを受けている場合＞

（イ）添付書類の省略

規則第 15 条においては、内閣総理大臣は、特別な事由があると認めたときは、書類の添付を省略させることができるとされている。例えば、医師の診断書については、医師に手術痕を見せることにつき心理的ストレスが大きい等の理由により、医療機関の受診が困難な場合には、提出を求めないこととして差し支えない（その他の事由により医師の診断書の取得が困難な場合には、こども家庭庁に相談すること）。ただし、医師の診断書については、優生手術等を実施した記録が都道府県や関係機関に残っていない場合に、補償金や優生手術等一時金の支給認定にあたっての重要な資料となることから、請求者に必要性を説明した上で、可能な限り提出を求めること。

なお、書類の添付を省略した場合は「様式 4－① 旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」、「様式 4－② 旧優生保護法補償金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」又は「様式 4－③ 旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について」の該当欄に、省略した理由を記入すること。

（２）補償金の支給の請求（一時金の既受給者に係る請求の場合）

ア 請求書に記載する事項

一時金の既受給者若しくは一時金の既受給者に係る特定配偶者又はこれらの者の遺族については、請求書に氏名、住所（又は居所）、電話番号、振込みを希望する金融口座の情報の項目及び優生手術等一時金を受給した旨のみを記載して請求することで補償金の支給を受けることが可能である。

特に、これらの者については、優生手術等を受けた当時の状況等を記載することは不要であるため、留意すること。

イ 添付書類

一時金の既受給者については、請求書とあわせて、以下の書類を添付することとし、第 3 の 1 の（３）のとおり、添付書類が整わない場合でも、請求を受け付けた上で、補正で対応すること。

（ア）書類の内容

- ①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写

しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

- ②金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写し等）

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

- ③一時金支給法に基づく一時金を受給したことを証明することができる書類（一時金の認定結果通知若しくは振込み済通知の写し又は国から一時金の支給を受けたことが分かる通帳の写し等）

一時金の認定結果通知等は、過去の認定実績を証明する資料であり、補償金の認定までに要する時間が短くなることから、請求者が書類等を保管している場合は写しを提出すること。紛失等により提出が難しい場合においては、請求者に過去に一時金を受給した時期等を確認するとともに、各都道府県において保有している一時金の請求記録等を確認すること。これらによる確認が難しい場合は、こども家庭庁に相談すること。

上記に加え、請求者に応じて、以下の書類を添付すること。

- ④優生手術等を受けた者との関係を証明できる戸籍謄（抄）本等 ＜一時金の既受給者に係る特定配偶者の場合＞

優生手術等を受けた者と婚姻関係を確認するため、基本的に戸籍謄（抄）本等を添付すること。また、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、続柄に「妻（未婚）」等と表示されている住民票の写しなど、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書類を添付すること。戸籍謄（抄）本等や住民票の写しなどの公的証明により婚姻関係が確認できる場合、認定までに要する期間が短くなる可能性がある。公的証明によることが難しい場合、こども家庭庁に相談すること。

加えて、手術日の前日までの間に、優生手術等を受けることを原因として当該旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者と離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を含む。）した者も特定配偶者に該当する。このため、認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。適宜、請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

- ⑤優生手術等を受けた者又は特定配偶者の遺族であることを証明できる次に掲げる書類＜一時金の既受給者に係る遺族の場合＞

（i） 死亡届の記載事項証明書等

死亡届の記載事項証明書等以外にも、優生手術等を受けた者若しくは特定配偶者又は先順位の遺族の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類として、死亡診断書等の写し又は戸籍謄（抄）本でも問題ないこと。

- （ii） 請求者と優生手術等を受けた本人又は特定配偶者との関係及び請求者より先順位の遺族がいないことを確認できる戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本若しくは戸籍（除籍）全部事項証明書等

⑥既に国から補償金の支給を受けている旨を証明することができる書類（補償金の認定結果通知又は振込み済通知の写し等）＜既に補償金の支給を受けた場合＞

法第 20 条第 1 項及び第 2 項に基づき、優生手術等を受けた者であって、かつ、特定配偶者である場合には、国から支払われる補償金の額が調整される。

例えば、優生手術等を受けた本人として補償金 1,500 万円の支給を受けた後に、特定配偶者として補償金 500 万円を請求した場合、併給調整され追加で支給される補償金がないため、その旨を請求者に説明すること。

⑦国から支払いを受けた損害賠償金等の内容等に関する事実を証明することができる書類（判決内容の分かる書類や和解に関する合意書などの写し等）＜国から損害賠償金や和解金の支払いを受けている場合＞

なお、医師の診断書については、一時金の既受給者に係る請求の場合においては添付は不要であるため、留意すること。

3 人工妊娠中絶一時金の支給の請求

（1）対象者について

今般、新たに設けられた人工妊娠中絶一時金の対象者は、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者であって、施行日において生存しているものである。

法第 2 条第 4 項第 5 号ロに規定する「内閣府令で定める者」は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律施行規則第 1 条に規定されている。同条の趣旨は、旧優生保護法が必ずしも対象としていない障害や疾病を有し、優生上の見地から不良の子孫の出生を防止することを目的とする人工妊娠中絶についても、人工妊娠中絶一時金の対象とするものであることに留意されたい。

（2）請求書に記載する事項等

人工妊娠中絶一時金の支給認定を円滑に行うためには、人工妊娠中絶を受けた場所や経緯を特定することが必要である。そのため、請求者の負担にも配慮しつつ、具体的に

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた場所・時期・経緯等を可能な範囲で、可能な限り詳細に記載していただくこと。

また、優生手術等と人工妊娠中絶等の両方を受けた方については、補償金や優生手術等一時金の支給の請求とあわせて人工妊娠中絶一時金の支給の請求するよう、請求の際に案内すること。

その際、請求者が補償金や優生手術等一時金と人工妊娠中絶一時金の請求をあわせて行う場合において、優生手術等を受けた者として優生手術等一時金の支給認定がなされたときは、国から人工妊娠中絶一時金の支払いを受けることはできない旨伝えること。

また、法第 22 条第 1 項及び第 2 項に基づき、国から支払われる優生手術等一時金の額と人工妊娠中絶一時金の額は調整されることから、一時金の既受給者に対しては、人工妊娠中絶一時金の請求をすることができない旨伝えること。

(2) 添付書類

①住民票の写しその他の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類

住民票の写し以外でも、マイナンバーカードや運転免許証、パスポートなどの写しでも問題ないこと。なお、居住地（居所）が住民票上の住所地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付すること。

②金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

添付された通帳の写し等により金融機関コード、支店コードが確認できる書類があるときは、これらの請求書への記載は不要であること。

③その他請求に係る事実を証明する書類

上述の他、一時金支給の認定にあたって参考となりうる書類があれば添付すること。例えば、以下のようなものが考えられるので、適宜請求者の状況に応じ、提出可能か確認すること。

(考えられる書類の例)

- ・ 人工妊娠中絶の経緯についての関係者（親族等）からの証言
- ・ 請求者が都道府県や医療機関等から入手した人工妊娠中絶の実施に関する書類
- ・ 死産証明書（死胎検案書）の写しなど人工妊娠中絶を受けた事実が分かる書類
- ・ 障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類

等

第 4 記録の調査・職員からの聴取

都道府県においては、補償金等の請求を受け付けた後、第 4 の 1 に示すとおり、速やかに都道府県が保有する記録の調査や職員への聴取を行うこと。また、並行して、第 4 の 2 に示すとおり、関係する医療機関、福祉施設、市町村等に対し、記録の調査等を行い、その結果

を報告するよう求めること。

また、請求者から提出のあった請求書に他の都道府県で手術等を受けた旨の記載がある場合には、請求を受理した都道府県における記録の調査等は不要であるため、速やかにこども家庭庁に進達すること。こども家庭庁から当該他の都道府県にその旨を通知（「参考様式 1 旧優生保護法補償金等支給請求について」）するので、当該他の都道府県において、第 4 の 1 及び 2 に示すとおり、都道府県の保有する記録の調査等や関係機関への調査依頼を行うこと。

なお、「請求サポート事業」において、サポート弁護士が請求者の委任を受け、請求者に代わって関係機関に資料の有無を照会することも可能であるため、事案や照会先に応じて、サポート弁護士と連絡を取りながら対応すること。

1 都道府県の保有する記録の調査等

補償金等の請求を受け付けた都道府県は、請求内容に応じて以下のとおり書類の有無を確認すること。また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の担当課に在籍していたなど当時の状況を知る職員（退職した職員は除く。）がいる場合には、当該請求に関し、知っている事実の聴取を行うこと。

この際、請求者本人のものと特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広く確認、報告する。法第 7 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を法第 14 条及び法第 19 条において準用する場合を含む。）の規定による報告は、必ずしも請求者本人のものと特定できなくても、報告するよう求める趣旨であること。

都道府県において把握した記録又は聴取した内容については、「様式 4」に記載すること。

なお、本調査及び報告は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）との関係では、法令に基づく調査として整理されること。

（1）補償金・優生手術等一時金の請求の場合

補償金や優生手術等一時金の請求を受け付けた都道府県は、旧優生保護法施行規則に基づく優生手術申請書、優生手術適否決定通知書、優生手術実施報告書等の書類やその他都道府県で作成している台帳等に関係する記録があるか確認すること。

なお、一時金の既受給者に係る請求の場合には、これらの都道府県の保有する記録の調査は不要である。

（2）人工妊娠中絶一時金の請求の場合

人工妊娠中絶一時金の請求を受け付けた都道府県は、例えば次の資料が都道府県に保管されている可能性があるため、記録があるか確認すること。

- ・ 優生保護法施行規則に基づく人工妊娠中絶手術申請書、人工妊娠中絶手術適否決

定通知書等の書類

※ 優生保護法の一部を改正する法律(昭和 27 年法律第 141 号)による改正前の優生保護法(昭和 23 年法律第 156 号)においては、指定医師からの申請に基づき、人工妊娠中絶に関する優生保護審査会で人工妊娠中絶の実施に係る適否を決定していた。

- ・ 死亡票、死産届、死産証書及び死胎検案書

※ 妊娠 12 週以降の死産は、医師が発行する死産証書又は死体検案書添付の上で、市町村への死産届の提出が義務付けられていた。その後、市町村において死亡票を作成した上で、保健所に提出することとされていた。

2 関係機関への調査依頼

都道府県は、補償金等の請求を受け付けた場合には、都道府県の保有する記録の調査等と並行して、請求の内容から判断して、当該請求者の優生手術等又は人工妊娠中絶等の実施に関し、記録を保有している可能性のある管内の関係機関に対し、記録の調査等を行い、その結果を報告するよう求めること。

請求の内容から、関係機関が必ずしも特定できるとは限らないが、この場合における調査方法については、個々の具体的な事例に応じて判断する必要がある、判断に悩む場合は、こども家庭庁に相談すること。

関係機関に対しては、医療機関のカルテ（診療録）や優生手術申請書の写し等の書類、福祉施設のケース記録等、市町村における面談記録や死産届等の確認を求めることとする。

また、文書による記録が保管されていない場合でも、当時の状況を知る職員（退職した職員は除く。）がいる場合には、請求に関し、知っている事実の聴取を求めることとする。

この際、「1 都道府県の保有する記録の調査等」の場合と同様、請求者本人のものと特定できなくても、請求者のものである可能性があるものは幅広く提供を求めること。関係機関への調査依頼は、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に関する記録の調査について」（様式 5 及び様式 6）により行うこと。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律第 18 条第 3 項第 1 号及び同法第 27 条第 1 項第 1 号に規定する利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となること。

3 調査の中止等

規則第 3 条第 2 項において、次の場合には、関係機関に対する調査の依頼は行わない、又は中止することができること。

- ・ 都道府県における記録の調査の結果、請求者が補償金等の支給対象者に該当することを確認できる記録を保管していることが明らかとなった場合
- ・ 請求書により、優生手術等一時金の既受給者であることを確認することができる場合

第5 こども家庭庁に対する請求書等の進達及び調査結果の報告

請求書及び添付書類並びに都道府県の保有する情報の調査結果については、「様式4」及び「様式7」により速やかにこども家庭庁に進達及び報告すること。

都道府県又は関係機関での調査の結果、確認された書類については、あわせて写しを添付すること。

なお、関係機関が保有する記録の調査等は、都道府県が保有する記録等の調査等と進捗状況が異なることが想定されるため、まずは「様式4」を提出し、追って、「様式7」を提出していただくこととして差し支えない。

第6 こども家庭庁等からの確認等の依頼

こども家庭庁における確認や旧優生保護法補償金等認定審査会における審査の過程で、関係機関への照会や本人への確認の必要性が生じた場合、適宜、都道府県に連絡することが想定される。その際は御協力をお願いする。

また、この場合にもおいても、請求サポート事業の利用が可能であるため、必要に応じて請求者にその旨説明すること。

第7 診断受診依頼

こども家庭庁や旧優生保護法補償金等認定審査会における審査の過程で医師の診断書が必要となった場合は、その旨を請求者に通知（「参考様式2 診断受診依頼書」）することとしている。この場合、請求者に対しては、都道府県経由で通知することとするので、都道府県におかれては、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整を行うこと。

また、請求者が指定された医療機関を受診した場合には、診断書作成に要する費用（診断料を含む。）が支給されるため、都道府県において「様式3」の提出を求め、診断書とあわせてこども家庭庁に送付すること。

なお、診断受診依頼に基づいて実施された診断書作成に係る費用については、認定の結果にかかわらず、公費負担の対象となり、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）から、請求者が指定した金融機関の口座に振り込まれることとなる。

第8 認定結果の通知

内閣総理大臣による補償金等の支給を受ける権利の認定の結果の通知は、「参考様式3 認定決定通知書」及び「参考様式4 不支給決定通知書」により、都道府県知事を通じて行うこととしている。都道府県におかれては、確実に請求者の手元に届くよう、請求者との連絡・調整を行うこと。

支払いは機構から行われ、振込み後に請求者に対して振込済みの通知が送られる。認定決定通知書が通知されたにもかかわらず、支払いの時期（認定を行った月の翌月末目途）を過ぎても補償金等の支給がなされない場合等、請求者から問い合わせがあれば、適宜こども家

庭庁に問い合わせること。

また、請求者が指定した金融機関の口座に機構から振り込めない場合等、支給に際して必要があるときは、こども家庭庁から都道府県に連絡するので、都道府県において請求者と連絡・調整を行うこと。

なお、不認定となった場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、請求者は内閣総理大臣に対して審査請求をすることができるので、審査請求を希望する者から相談があった場合は、適宜の対応をお願いします。

第 9 支払未済の一時金の申出

法第 13 条第 1 項及び法第 18 条第 1 項の規定により、支給対象者が請求後に死亡した場合に、その請求者が支給を受けるべき優生手術等一時金又は人工妊娠中絶一時金でその支払いを受けていないもの（支払未済の一時金）があるときは、生計同一の遺族（遺族がいない場合は相続人）に支給することとされている。

支払未済の一時金について、支給を受けたい旨の相談があったときは、申出者の区分に応じ、「様式 8－① 支払未済の優生手術等一時金の支給申出書」又は「様式 8－② 支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給申出書」を提出する必要がある旨を案内すること。なお、申出書には以下の書類を添付すること。

- 1 申出者の住民票の写しその他の住所、氏名、性別及び生年月日を確認できる書類
- 2 旧優生保護法に基づく優生手術等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類
- 3 申出者が生計同一の遺族の場合は、次に掲げる書類
 - （1） 申出をする者と旧優生保護法に基づく優生手術等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者との身分関係を証明することができる書類
 - （2） 申出をする者が旧優生保護法に基づく優生手術等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類
- 4 申出者が相続人の場合は、相続人であることを証明することができる書類
- 5 振込先の金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類

第 10 周知・広報

周知に当たっては、各都道府県におかれては、支給対象となり得る者に情報が届くよう、様々な機会をとらえて積極的に周知・広報を行っていただきたい。

法第 24 条第 1 項においては、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとされており、同条第 3 項においては、優生手術等を受けた者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとするとしている。

これを踏まえ、例えば、以下の取組が考えられるので、積極的な取組をお願いします。なお、令和元年度から各都道府県にご協力いただいている一時金制度の「情報入手方法に係るアン

ケート結果」を「旧優生保護法補償金等に係る周知広報について」（令和6年12月20日付けこども家庭庁成育局母子保健課認定審査係事務連絡）に記載しているので、参考にすること。

（考えられる取組の例）

- ・ 障害者手帳の更新等の行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 広報誌、広報用ポスター・パンフレットの配布・掲示
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての請求の呼び掛け（特に、支給対象者が入所していた施設等に対し、個人を特定しない形で重点的に周知・広報を実施すること（「各都道府県における個別通知の先行事例集」のA県における取組をご参照）なども積極的にご検討いただきたい。）

また、周知にあたって、都道府県が、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になり得る旨を当該支給対象者に個別に通知することについては、「旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金の既受給者に対する個別通知の実施等について（協力依頼）」（令和6年12月27日付けこ成母783号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について」（令和7年1月14日付けこ成母第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）及び「各都道府県における個別通知の先行事例集」の周知について」（令和7年1月15日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）を踏まえた対応を行っていただきたい。

以上

旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書

本人またはその遺族用

内閣総理大臣 殿 年 月 日
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による補償金の支給を請求します。

●優生手術等を受けた方への一時金（優生手術等一時金）を既に受給している場合は、太枠部分を記入してください。その他の部分は、該当する場合のみ記入してください。

●優生手術等を受けたご本人の方で、まだ優生手術等一時金を受給していない場合は、本請求書により一時金の支給もあわせて請求することが可能です。下の□（チェック欄）に✓してください。

□ 本請求書で優生手術等一時金もあわせて請求する。

1. 請求者の情報

(1) 補償金を受け取るご本人に関する情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	
		()	
手術等を受けた方との関係 (ご遺族の方のみ記入してください。)			

※万一、請求者の方が本補償金の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。その場合には、遺族の方（本請求の請求者を除く。）からご自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

(2) 振り込みを希望する金融口座 ※太枠内は必ず記入してください。

※通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。

名称	銀行・信用金庫	預金種目		金融機関コード
	その他 ()	普通・当座・貯蓄		
	本店 ・ 支所 支店 ・ 出張所	支店コード	口座番号	
フリガナ				
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。			

(3) 既に国から優生手術等に関する金銭（損害賠償金、和解金、一時金等）を受け取っている場合は記入してください。

訴訟情報	提訴裁判所名	
	事件番号	
	原告番号	

※遺族が受け取った場合も□（チェック欄）に該当するものは✓してください。

受取情報	損害賠償金	☐ 有り ☐ 無し ☐ わからない
	和解金	☐ 有り ☐ 無し ☐ わからない
	優生手術等一時金	☐ 有り ☐ 無し ☐ わからない
	人工妊娠中絶一時金	☐ 有り ☐ 無し ☐ わからない

あなた（遺族の場合は（4）に記載する手術等を受けた方）は、特定配偶者として既に補償金を受け取っていますか。

☐ はい ☐ いいえ ☐ わからない

(4) あなたが、優生手術等を受けた方の遺族である場合は記入してください。

ふりがな		性別	手術等を受けた方の生年月日
手術等を受けた方の氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生
手術等を受けた方の死亡年月日		(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日	

あなた（代表者）の他に同順位の遺族がいる場合は、以下の内容を確認し、□に✓をしてください。

☐ 以下の内容について了承します。

補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が2名以上いるときは（例：兄弟姉妹が2人）、その全額をその一人に支給することとしています。この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなされます。

2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外への連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との関係	
氏名			
住所	〒 都・道 府・県		
	(電話番号) ()		

(次ページにお進みください)

※優生手術等を受けた方が既に優生手術等一時金を受給している場合は記載不要です。

(1) 優生手術等を受けた時期・場所について

- ☐ わかる (昭和・平成 年 月 日)
☐ わからない (おおよその時期もしくは年齢: 頃)

- ☐ わかる（名称： ）（所在地： ）
☐ わからない
 { おおよその場所など記憶していることがあれば記載してください。

☐ 自宅にいた（自宅の所在地 _____）
☐ 医療機関に入院していた・福祉施設を利用していた
 →（施設名 _____）（所在地 _____）

- ☐ 同じ
- ☐ 違う（当時の氏名 ）

※この欄に収まらない場合は、別紙をつけてください。優生手術等を受けた理由・経緯以外にも、認定にあたって参考になる情報があればこの欄に記載してください。

[illegible]

サポート弁護士のお名前

(3/4)

5. 個人情報の取扱い

(1) 本請求書に記載されている情報は、優生手術等に関する記録等を確認するため、「3. 優生手術等を受けた当時の状況」の欄に記載された医療機関や施設などに提供場合があります。

☐ 上記について同意します。

☐ 上記について同意しません。

(2) 旧優生保護法補償金等支給法においては、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等に関する調査及び検証等を実施することとされています。この請求書に記載された内容や医療機関、福祉施設などで確認された記録の内容について、調査及び検証等のために提供依頼があった際は、住所や氏名を特定されない形で提供場合があります。

☐ 上記について同意します。

☐ 上記について同意しません。

(以上)

旧優生保護法補償金支給請求書

特定配偶者またはその遺族用

内閣総理大臣 殿

年 月 日

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による補償金の支給を請求します。

●優生手術等を受けた方が一時金（優生手術等一時金）を既に受給している場合は、太枠部分を記入してください。その他の部分は、該当する場合のみ記入してください。

●「特定配偶者」とは、①手術等を受けた方が手術等を受けた日から令和6年10月16日までの間に、婚姻関係にあった方または②手術等を受けた日の前日までの間に、手術等を受けることを原因として手術等を受けた方と離婚をした方をいいます。

1. 請求者の情報

(1) 補償金を受け取るご本人に関する情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	()
特定配偶者との関係 (ご遺族の方のみ記入してください。)			

※万一、請求者の方が本補償金の支給の権利の認定・不認定の通知がなされるまでに死亡した場合には、本請求書による請求は無効となります。その場合には、遺族の方（本請求の請求者を除く。）からご自身の名前で改めて請求を行っていただくことになります。

(2) 優生手術等を受けた方の情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな		性別	手術等を受けた方の生年月日
手術等を受けた方の氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生
手術等を受けた方との婚姻期間	年 月 日～ 年 月 日		
手術等を受けた日の前日までに婚姻期間が終了している場合は、離婚の理由・経緯を記載してください。この欄に収まらない場合は、別紙を付けてください。離婚の理由・経緯以外にも、認定に当たって参考になる情報があればこの欄に記載してください。			

(次ページにお進みください)

(1 / 4)

(3) 振り込みを希望する金融口座 ※太枠内は必ず記入してください。

※通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。

名称	銀行・信用金庫	預金種目		金融機関コード	
	その他 ()	普通・当座・貯蓄			
	本店 ・ 支所 支店 ・ 出張所	支店コード	口座番号		
フリガナ					
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。				

(4) 既に国から優生手術等に関する金銭（一時金、損害賠償金、和解金等）を受け取っている場合は記入してください。

訴訟情報	提訴裁判所名			
	事件番号			
	原告番号			
受取情報	※遺族が受け取った場合も□（チェック欄）に該当するものは✓してください。			
	損害賠償金	□有り □無し □わからない		
	和解金	□有り □無し □わからない		
	優生手術等一時金	□有り □無し □わからない		
あなた（遺族の場合は（5）に記載する特定配偶者）は、手術等を受けた方として既に補償金を受け取っていますか。				
□ はい □ いいえ □わからない				

(5) あなたが、特定配偶者の遺族である場合は記入してください。

ふりがな		性別	特定配偶者の生年月日		
特定配偶者の氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生		
特定配偶者の死亡年月日		(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日			
あなた（代表者）の他に同順位の遺族がいる場合は、以下の内容を確認し、□に✓をしてください。					
□ 以下の内容について了承します。 補償金の支給を受けるべき同順位の遺族が2名以上いるときは（例：兄弟姉妹が2人）、その全額をその一人に支給することとしています。この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなされます。					

(次ページにお進みください)

2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外への連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との 関係	
氏名			
住所	〒 都 ・ 道 府 ・ 県		
			(電話番号) ()

3. 優生手術等を受けた方が優生手術等を受けた当時の状況

※優生手術等を受けた方が既に優生手術等一時金を受給している場合は記載不要です。

※過去の記録の発見・特定や、補償金支給の認定のために必要です。□（チェック欄）がある場合には、該当するものに✓を記入してください。また、可能な限り、詳細に記載してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

(1) 優生手術等を受けた時期・場所について

① 手術等を受けたのはいつか分かりますか。

- ☐ わかる (昭和・平成 年 月 日)
- ☐ わからない (おおよその時期もしくは年齢： 頃)

② 手術等を受けた医療機関は分かりますか。

- ☐ わかる (名称：) (所在地)
- ☐ わからない
- [おおよその場所など記憶していることがあれば記載してください。]

(2) 手術等を受けた当時の状況について

① 手術等を受けた当時、どこで暮らしていましたか。

- ☐ 自宅にいた (自宅の所在地)
- ☐ 医療機関に入院していた・福祉施設を利用していた
→ (施設名) (所在地)

② 手術等を受けた当時の氏名と現在のお名前は同じですか。

- ☐ 同じ
- ☐ 違う (当時の氏名)

(3) 優生手術等を受けた理由・経緯について

※この欄に収まらない場合は、別紙をつけてください。優生手術等を受けた理由・経緯以外にも、認定にあたって参考になる情報があればこの欄に記載してください。

--

(次ページにお進みください)

4. サポート弁護士制度を利用した場合はサポート弁護士のお名前を記入して下さい。

サポート弁護士のお名前	
-------------	--

5. 個人情報の取扱い

(1) 本請求書に記載されている情報は、優生手術等に関する記録等を確認するため、「3. 優生手術等を受けた当時の状況」の欄に記載された医療機関や施設などに提供場合があります。

☐ 上記について同意します。 ☐ 上記について同意しません。

(2) 旧優生保護法補償金等支給法においては、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等に関する調査及び検証等を実施することとされています。この請求書に記載された内容や医療機関、福祉施設などで確認された記録の内容について、調査及び検証等のために提供依頼があった際は、住所や氏名を特定されない形で提供場合があります。

☐ 上記について同意します。 ☐ 上記について同意しません。

(以上)

旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書

内閣総理大臣 殿 年 月 日
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律による人工妊娠中絶一時金の支給を請求します。また、私は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として国から一時金の支給を受けたことはありません（※）。

（※）旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者として国から一時金の支払いを受けたことがある方は、人工妊娠中絶一時金を受給することはできません。

1. 請求者の情報

（1）一時金を受け取るご本人に関する情報 ※太枠内は必ず記入してください。

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	
		()	

（2）振り込みを希望する金融口座 ※太枠内は必ず記入してください。

※通帳の写し等があれば、金融機関コード・支店コードの記載は不要です。

名称	銀行・信用金庫	預金種目	金融機関コード
	その他 ()	普通・当座・貯蓄	
	本店 ・ 支所 支店 ・ 出張所	支店コード	口座番号
フリガナ			
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。		

2. 問い合わせの際に希望する連絡先

※都道府県等からの問い合わせの際に請求者以外への連絡を希望する場合は記入してください。

ふりがな		請求者との 関係	
氏名			
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	
		()	

3. 人工妊娠中絶を受けた当時の状況

※過去の記録の発見・特定や、一時金支給の認定のために必要です。□（チェック欄）がある場合には、該当するものに✓を記入してください。また、可能な限り、詳細に記載してください。不明な場合は、分かる範囲で記載してください。

(1) 人工妊娠中絶を受けた時期・場所について

① 人工妊娠中絶を受けたのはいつか分かりますか。

- ☐ わかる （昭和・平成 年 月 日）
☐ わからない （およその時期もしくは年齢： 頃）

② 人工妊娠中絶を受けた医療機関は分かりますか。

- ☐ わかる（名称： ）（所在地 ）
☐ わからない
（およその場所など記憶していることがあれば記載してください。 ）

(2) 人工妊娠中絶を受けた当時の状況について

① 人工妊娠中絶を受けた当時、どこで暮らしていましたか。

- ☐ 自宅にいた（自宅の所在地 ）
☐ 医療機関に入院していた・福祉施設を利用していた
→（施設名 ）（所在地 ）

② 人工妊娠中絶を受けた当時の氏名と現在のお名前は同じですか。

- ☐ 同じ
☐ 違う（当時の氏名 ）

(3) 人工妊娠中絶を受けた理由・経緯について

※この欄に収まらない場合は、別紙をつけてください。人工妊娠中絶を受けた理由・経緯以外にも、認定にあたって参考になる情報があればこの欄に記載してください。

--

4. サポート弁護士制度を利用した場合はサポート弁護士のお名前を記入して下さい。

サポート弁護士のお名前	
-------------	--

（次ページにお進みください）

5. 個人情報の取扱い

(1) 本請求書に記載されている情報は、人工妊娠中絶等に関する記録等を確認するため、「3. 人工妊娠中絶等を受けた当時の状況」の欄に記載された医療機関や施設などに提供場合があります。

☐ 上記について同意します。 ☐ 上記について同意しません。

(2) 旧優生保護法補償金等支給法においては、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等に関する調査及び検証等を実施することとされています。この請求書に記載された内容や医療機関、福祉施設などで確認された記録の内容について、調査及び検証等のために提供依頼があった際は、住所や氏名を特定されない形で提供場合があります。

☐ 上記について同意します。 ☐ 上記について同意しません。

(以上)

旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書

1. 請求者情報

ふりがな		性別	生年月日
請求者 氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日
請求者 住所	〒 都・道 府・県		

2. 既往歴

(有 ・ 無)

3. 自覚症状

(有 ・ 無)

4. 手術痕

	男性	女性
手術 痕の 位置 (図 示)		
位置や 長さ	(位置) (長さ)	(位置) (長さ)

5. 備考欄

--

※記入欄に書き切れない場合は、別紙にご記入いただき、添付してください。

医療機関名

記載日時

年 月 日

住所

担当医師

旧優生保護法補償金・一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書

内閣総理大臣 殿 年 月 日
下記のとおり、旧優生保護法補償金・一時金支給請求に関する診断書作成料及び診断料の支給を受けたいので、申請します。

1. 請求者の情報

チェック欄

※請求書の「1. 請求者の情報」と同一の場合は、右のチェック欄に✓してください。 → ☐

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県		
		(電話番号)	
		()	

2. 請求額の情報

チェック欄

診断書作成料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額が5,000円を超える場合は5,000円）について、支給を請求します。また、診断料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額の上限は健康保険の診療方針及び診療報酬の例によります）について、支給を申請します。

※ よろしければ、右のチェック欄に✓してください。

※※ 診断料は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和6年6月1日時点の診療報酬点数表では2,910円。診療報酬改定により変動しますのでご注意ください。）まで公費負担の対象となります。

※※※ 補償金・一時金支給が認定されれば、これらとあわせて、請求書に記載の口座に振り込まれます。

→ ☐

3. 領収書欄（医療機関において記載してください）

領収書			
診断書作成料	金		円
診 断 料	金		円
年 月 日		医療機関名	
代表者氏名			

※診断料は、医療保険適用外の問診等を行った場合にのみ記載してください。

(都道府県知事名)

旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金又は優生手術等一時金の支給に関して、下記の請求者について、請求書、添付書類を進達するとともに、本県が把握した請求者に関する情報について報告いたします。また、あわせて把握した情報に関連する文書について、添付いたします。

請求者情報	ふりがな		生年月日	
	氏名			
	区分	優生手術を受けた本人 ・ 遺族		
	住所			
	請求年月日		請求書提出方法	対面 ・ 郵送

※以下の書類について該当欄にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

1. 請求書 必要事項について記載確認済み → ☐ 必要事項について記載漏れ等があり確認・補正中 → ☐
(確認・補正中の事項:)

2. 添付書類

①請求者の氏名・住所・性別・生年月日を確認できる書類

添付あり → ☐ (書類の種類:)添付なし → ☐ 提出依頼中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

②医師の診断書 添付あり → ☐ 添付なし → ☐

添付なしの場合はその理由:

既に優生手術等一時金の支給を受けている・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

③医師の診断書作成にかかる領収書 添付あり → ☐ 添付なし → ☐

添付なしの場合はその理由:

既に優生手術等一時金の支給を受けている・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

④その他の請求の事実に関する書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付ありの場合はその書類の種類:)⑤振込先口座に関する書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

(次ページに続く)

(請求者が優生手術等を受けた者の遺族である場合)

※優生手術等を受けた者の遺族であることが分かる書類を添付してください。

⑥ー1 戸籍謄本等 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

⑥ー2 事実婚であることを証明する書類

※事実婚の配偶者が請求者である場合のみ。

添付あり → ☐ (書類の種類:)

添付なし → ☐ 提出依頼中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。
その他の場合には具体的に記入してください。

⑦死亡届の記載事項証明書等 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

(既に補償金・優生手術等一時金・人工妊娠中絶一時金の支給を受けている場合)

⑧その旨を証明することができる書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

(請求者が国から損害賠償金や和解金等の支払を受けている場合)

⑨その内容等のわかる資料 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

3. 都道府県の保有する記録等の調査結果

添付あり → ☐ ※次ページに詳細を記載し、資料の写しも添付してください。

添付なし → ☐ 調査の結果情報なし・現在調査中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。
その他の場合には具体的に記入してください。

4. 関係機関の保有する記録等の調査結果

添付あり → ☐ ※調査を実施中または調査を実施していない場合を除き、関係機関が保有する記録の状況については、様式7を添付してください。

添付なし → ☐ 現在調査中・調査を実施していない・他の都道府県で手術を受けている

調査を実施していない理由 …… ☐ ←下記①～④から該当番号を選んで記入

①手術を受けた方が手術を受けた医療機関や、その他の関係機関を覚えていない。

②手術を受けた方が手術を受けた医療機関や関係機関はすでに廃止されている(そのような施設がかつて存在していたことは確認できている)。

③手術を受けた方が手術を受けたとする医療機関や、その他の関係機関の存在が確認できない。

④その他()

※その他の場合は具体的に記入してください。

(次ページに続く)

都道府県の保有する記録等の調査結果の報告

・本県にて把握した記録の詳細は以下のとおりです。

記録の種類	枚数	備考

・文書のほか、当時の状況が分かる者から下記のとおり聴取しましたので、ご報告いたします。

(都道府県知事名)

旧優生保護法補償金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金の支給に関して、下記の請求者について、請求書、添付書類を進達するとともに、本県が把握した請求者に関する情報について報告いたします。また、あわせて把握した情報に関連する文書について、添付いたします。

請求者情報	ふりがな		生年月日	
	氏名			
	区分	特定配偶者 ・ 遺族		
	住所			
	請求年月日		請求書提出方法	対面 ・ 郵送

※以下の書類について該当欄にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

1. 請求書 必要事項について記載確認済み → ☐
必要事項について記載漏れ等があり確認・補正中 → ☐
(確認・補正中の事項:)

2. 添付書類

①請求者の氏名・住所・性別・生年月日を確認できる書類

添付あり → ☐ (書類の種類:)

添付なし → ☐ 提出依頼中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

②医師の診断書 添付あり → ☐ 添付なし → ☐

添付なしの場合はその理由:

既に優生手術等一時金の支給を受けている・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

③医師の診断書作成にかかる領収書 添付あり → ☐ 添付なし → ☐

添付なしの場合はその理由:

既に優生手術等一時金の支給を受けている・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

④その他の請求の事実に関する書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付ありの場合はその書類の種類:)⑤振込先口座に関する書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

(次ページに続く)

⑥ー1 戸籍謄本等 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

⑥ー2 事実婚であることを証明する書類

※事実婚の配偶者が請求者である場合のみ。

添付あり → ☐ (書類の種類:)

添付なし → ☐ 提出依頼中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

(請求に係る特定配偶者が、手術を受けた方と離婚し、手術を受けた日の前日までに婚姻期間が終了している場合)

⑥ー3 その事実に関する書類

添付あり → ☐ (書類の種類:)

添付なし → ☐ 提出依頼中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

(請求者が特定配偶者の遺族である場合)

※特定配偶者の遺族であることが分かる書類を添付してください。

⑦ー1 戸籍謄本等 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

⑦ー2 事実婚であることを証明する書類

※事実婚の配偶者が請求者である場合のみ。

添付あり → ☐ (書類の種類:)

添付なし → ☐ 提出依頼中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

⑧ 死亡届の記載事項証明書等 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

(既に補償金・優生手術等一時金の支給を受けている場合)

⑨ その旨を証明することができる書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

(請求者が国から損害賠償金や和解金等の支払を受けている場合)

⑩ その内容等のわかる資料 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

3. 都道府県の保有する記録等の調査結果

添付あり → ☐ ※次ページに詳細を記載し、資料の写しも添付してください。

添付なし → ☐ 調査の結果情報なし・現在調査中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。その他の場合には具体的に記入してください。

(次ページに続く)

4. 関係機関の保有する記録等の調査結果

添付あり→ ☐ ※調査を実施中または調査を実施していない場合を除き、関係機関が保有する記録の状況については、様式7を添付してください。

添付なし→ ☐ 現在調査中・調査を実施していない・他の都道府県で手術を受けている

調査を実施していない理由 … ☐ ←下記①～④から該当番号を選んで記入

- ①手術を受けた方が手術を受けた医療機関や、その他の関係機関を覚えていない。

②手術を受けた方が手術を受けた医療機関や関係機関はすでに廃止されている(そのような施設がかつて存在していたことは確認できている)。

③手術を受けた方が手術を受けたとする医療機関や、その他の関係機関の存在が確認できない。

④その他()

※その他の場合は具体的に記入してください。

都道府県の保有する記録等の調査結果の報告

・本県にて把握した記録の詳細は以下のとおりです。

記録の種類	枚数	備考

・文書のほか、当時の状況が分かる者から下記のとおり聴取しましたので、ご報告いたします。

(都道府県知事名)

旧優生保護法人工妊娠中絶一時金支給請求書等の進達及び把握した情報の報告について

旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者等に対する一時金の支給に関して、下記の請求者について、請求書、添付書類を進達するとともに、本県が把握した請求者に関する情報について報告いたします。また、あわせて把握した情報に関連する文書について、添付いたします。

請求者情報	ふりがな		生年月日	
	氏名			
	住所			
	請求年月日		請求書提出方法	対面 ・ 郵送

※以下の書類について該当欄にチェックするとともに、必要事項を記入してください。

1. 請求書 必要事項について記載確認済み → ☐
必要事項について記載漏れ等があり確認・補正中 → ☐
(確認・補正中の事項:)

2. 添付書類

- ①請求者の氏名・住所・性別・生年月日を確認できる書類

添付あり → ☐ (書類の種類:)

添付なし → ☐ 提出依頼中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。
その他の場合には具体的に記入してください。

- ②その他の請求の事実に関する書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付ありの場合はその書類の種類:)

- ③振込先口座に関する書類 添付あり → ☐ 添付なし → ☐
(添付なしの場合はその理由:)

3. 都道府県の保有する記録等の調査結果

添付あり → ☐ ※次ページに詳細を記載し、資料の写しも添付してください。

添付なし → ☐ 調査の結果情報なし・現在調査中・その他()

※添付していない場合には、その理由について、いずれかに○をしてください。
その他の場合には具体的に記入してください。

(次ページに続く)

4. 関係機関の保有する記録等の調査結果

添付あり→ ☐ ※調査を実施中または調査を実施していない場合を除き、関係機関が保有する記録の状況については、様式7を添付してください。

添付なし→ ☐ 現在調査中・調査を実施していない・他の都道府県で手術を受けている

調査を実施していない理由 … ☐ ←下記①～④から該当番号を選んで記入

- ①請求者が人工妊娠中絶を受けた医療機関や、その他の関係機関を覚えていない。

②請求者が人工妊娠中絶を受けた医療機関や関係機関はすでに廃止されている(そのような施設がかつて存在していたことは確認できている)。

③請求者が人工妊娠中絶を受けたとする医療機関や、その他の関係機関の存在が確認できない。

④その他()

※その他の場合は具体的に記入してください。

都道府県の保有する記録等の調査結果の報告

・本県にて把握した記録の詳細は以下のとおりです。

記録の種類	枚数	備考

・文書のほか、当時の状況が分かる者から下記のとおり聴取しましたので、ご報告いたします。

年 月 日

(市町村の長) 殿

(都道府県知事名)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に関する記録の調査について（依頼）

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律第7条第2項（同条第5項、法第14条及び法第19条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対する補償金等の支給に当たって、これらの者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。

以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料（保有している記録の写し等）を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。

(参照条文)

(都道府県知事による調査)

第7条第2項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であつて、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。第37条において同じ。）、医療機関、障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。第24条第3項において同じ。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。

(補償金に関する規定の準用)

第14条 第6条から第9条まで（同条第2項及び第3項を除く。）の規定は、請求について準用する。この場合において、第6条第1項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第1号、第2号及び第6号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第2号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

(補償金に関する規定の準用)

第19条 第6条から第9条まで（同条第2項及び第3項を除く。）の規定は、請求について準用する。この場合において、第6条第1項中「次に掲げる事項（既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあつては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第1号、第2号及び第6号に掲げる事項）」とあるのは、「次に掲げる事項（第2号に掲げる事項を除く。）」と読み替えるものとする。

(関係機関等の協力)

第23条第1項 関係機関は、第7条第2項（同条第5項、第14条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

回答期限			回答提出先		
手術等を受けた方の情報	ふりがな		性別	生年月日	
	氏名				
受けた手術等の情報	☐ 優生手術等 ☐ 人工妊娠中絶 ☐ 優生手術等と人工妊娠中絶の両方				
手術等を受けた時期					
調査事項 (請求書内の貴市町村に関連する記述)					

(回答記入様式)

市町村担当課名		回答者	
		連絡先	

手術等を受けた方の情報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			

請求に関する優生手術等又は人工妊娠中絶に関する記録の有無	←下記の①～③から選択
------------------------------	-------------

①「ある」 ②「手術等を受けた方のものである可能性があるものがある」 ③「ない」

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術や人工妊娠中絶が実施された（又は可能性がある）時期についてご回答下さい。

記録の種別	実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には、面談記録やケース記録等を具体的に記載してください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

①又は②と回答した場合は、円滑な補償金等の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又はこども家庭庁より問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は、何卒ご協力をお願いいたします。

<備考>

記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、面談記録等の個人の記録であって優生手術や人工妊娠中絶が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術や人工妊娠中絶一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

「優生手術」や「人工妊娠中絶」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術や人工妊娠中絶と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術や人工妊娠中絶に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

年 月 日

(医療機関、福祉施設等の長) 殿

(都道府県知事名)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶を受けた者に関する記録の調査について (依頼)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律 (以下「法」という。) 第 7 条第 2 項 (同条第 5 項、法第 14 条及び法第 19 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等又は旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者に対する補償金等の支給に当たって、これらの者に係る情報の保有状況の調査及び関係者からの陳述の聴取をお願いいたします。

以下の請求者に係るそれぞれの情報について、様式に沿って、回答いただくとともに、関連資料 (保有している記録の写し等) を添えて、〇〇県〇〇課へと提出をお願いします。

なお、本調査は法に基づくものですので、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 18 条第 3 項第 1 号及び第 27 条第 1 項第 1 号の利用目的の制限や第三者提供に当たっての適用除外と整理され、マスキング等をしていただく必要はありません。

また、法第 23 条第 1 項においても関係機関は、本調査に協力するよう努めなければならないとされておりますので、ご協力のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

(参照条文)

(都道府県知事による調査)

第 7 条第 2 項 都道府県知事は、前条第一項の規定による請求書の提出を受けた場合であって、当該請求書にその都道府県の区域内においてその請求に係る旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた旨の記載があるときは、内閣府令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村 (特別区を含む。第 37 条において同じ。)、医療機関、障害者支援施設 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。第 24 条第 3 項において同じ。)、児童福祉施設 (児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。) その他の関係機関 (以下単に「関係機関」という。) に対して、当該関係機関が保有する文書に当該請求に係る情報が記録されているかどうかについて調査し、又は当該関係機関の職員から当該請求に関し知っている事実を聴取し、その結果を報告するよう求めるものとする。

(補償金に関する規定の準用)

第 14 条 第 6 条から第 9 条まで (同条第 2 項及び第 3 項を除く。) の規定は、請求について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「次に掲げる事項 (既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる事項)」とあるのは、「次に掲げる事項 (第 2 号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。

(補償金に関する規定の準用)

第 19 条 第 6 条から第 9 条まで (同条第 2 項及び第 3 項を除く。) の規定は、請求について準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「次に掲げる事項 (既に優生手術等一時金の支給を受けた者に係る請求の場合にあっては、既に優生手術等一時金の支給を受けた旨並びに第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる事項)」とあるのは、「次に掲げる事項 (第 2 号に掲げる事項を除く。)」と読み替えるものとする。

(関係機関等の協力)

第 23 条第 1 項 関係機関は、第 7 条第 2 項 (同条第 5 項、第 14 条及び第 19 条において準用する場合を含む。) の規定による調査又は聴取を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

回答期限			回答提出先		
手術等を受けた方の情報	ふりがな		性別	生年月日	
	氏名				
受けた手術等の種別	☐ 優生手術等 ☐ 人工妊娠中絶 ☐ 優生手術等と人工妊娠中絶の両方				
手術等を受けた時期					
調査事項 (請求書内の 関連する記 述)					

(回答記入様式)

関係機関名 (医療機関・ 福祉施設名等)		担当者	
		連絡先	

手術等を受 けた方の情 報	ふりがな		性別	生年月日
	氏名			

請求に関する優生手術等又は人工妊 娠中絶に関する記録		←下記の①～③から選択
-------------------------------	--	-------------

①「ある」 ②「請求に関する優生手術等又は人工妊娠中絶のものである可能性があるものがある」 ③「ない」

1. ①又は②と回答した場合

①又は②と回答した場合は、保有している記録の種別、手術が実施された（又は可能性がある）時期についてご回答下さい。

記録の種別	手術実施時期	具体的な記録の内容

※「記録の種別」には優生手術申請関係書類、優生手術決定関係書類、その他優生保護審査会関係書類、診療記録（カルテ等）又はケース記録等を具体的に記載ください。

当時の状況について知る職員がいる場合は、可能な限り分かる範囲で聞き取りを行い、以下の欄に記載をお願いいたします。

--

2. ③と回答した場合

③と回答した理由		←下記のア～エから選択
----------	--	-------------

	優生手術や人工妊娠中絶を実施した医療機関	その他の関係機関（福祉施設の他、精神科等の手術目的以外で入院、通院していた医療機関も含む）
ア	当時、手術等を実施した可能性はある（当時手術等の実施可能な診療科があった等）が請求者のものを含め、記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術や人工妊娠中絶を受けた者がいたことは想定されるが、請求者のものを含め、記録は残っていない。
イ	当時、手術等を実施した可能性はあり（当時手術等の実施可能な診療科があった等）一部の者の記録が残っているが、請求者の記録は残っていない。	当時の利用者の中には優生手術や人工妊娠中絶を受けた者がいたことは想定され、一部の者の記録は残っているが、請求者の記録は残っていない。
ウ	当時、手術等を実施しうる診療科はなく、請求者が当医療機関で手術等を受けたとは想定されない。（医療機関自体が存在しなかった場合も含む）。	当時、請求者が主張しているような施設ではなく、請求者が利用したことは想定されない（施設自体が存在しなかった場合も含む）
エ	その他（ ）	

<備考>

※当時、貴機関（医療機関・福祉施設等）において、優生手術や人工妊娠中絶に関連して思い当たる事項等があれば記入してください（「請求者に関する記録はないが、当時よく優生手術が行われていた旨を聞いたことがある」、「昔は優生手術を受けることが施設入所の条件だった旨を聞いたことがある」等）。

--

①又は②と回答した場合は、円滑な補償金等の支給の観点から、関係書類の写しについて、幅広く本調査票とともに都道府県宛てに送付願います。また、必要に応じて回答内容について本都道府県又はこども家庭庁より問い合わせをさせていただく場合がありますので、その際は、何卒ご協力をお願いいたします。

<備考>

記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、面談記録等の個人の記録であって優生手術や人工妊娠中絶が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるものを全て御確認願います。なお、優生手術や人工妊娠中絶一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。「優生手術」や「人工妊娠中絶」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術や人工妊娠中絶と推測される記載のある記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術や人工妊娠中絶に関する記録も対象になります。

調査は以上になります。ご協力ありがとうございました。

年 月 日

内閣総理大臣 殿

(都道府県知事名)

旧優生保護法補償金等支給請求に関する情報について
(区域内の関係機関が保有する情報の報告)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関して、下記の請求者に係る本都道府県の区域内の関係機関が把握する情報の調査結果について、添付資料のとおり、報告いたします。

1. 補償金等の請求者に関する情報

ふりがな		性別	生年月日
氏名			
住所			
請求年月日			

2. 優生手術等を受けた方の情報(請求者と異なる場合のみ記入)

ふりがな		性別	生年月日
氏名			

※該当欄にチェックするとともに、必要事項を記載してください。

・関係機関からの回答様式 …… 箇所分

・関係書類の写し …… あり→ ☐ なし → ☐
 枚 情報なし・その他()

支払未済の優生手術等一時金の支給申出書

内閣総理大臣 殿 年 月 日
下記のとおり、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の優生手術等一時金のうち、支払未済の優生手術等一時金の支給を申し出ます。

1. 申出者の情報

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	
		()	
手術等を受けた方との関係			

2. 優生手術等を受けた者の情報

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県		
手術等を受けた方の死亡年月日		(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日	

3. 振り込みを希望する金融口座

名称	銀行・信用金庫	預金種目		金融機関コード
	その他 ()	普通・当座・貯蓄		
	本店 ・ 支所	支店コード	口座番号	
	支店 ・ 出張所			
フリガナ				
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。			

支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給申出書

内閣総理大臣 殿 年 月 日
下記のとおり、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の人工妊娠中絶一時金のうち、支払未済の人工妊娠中絶一時金の支給を申し出ます。

1. 申出者の情報

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県	(電話番号)	
		()	
人工妊娠中絶を受けた方との関係			

2. 人工妊娠中絶を受けた者の情報

ふりがな		性別	生年月日
氏名		男・女	(大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日生
住所	〒 都・道 府・県		
人工妊娠中絶を受けた方の死亡年月日		(大正・昭和・平成・令和・西暦) 年 月 日	

3. 振り込みを希望する金融口座

名称	銀行・信用金庫	預金種目		金融機関コード
	その他 ()	普通・当座・貯蓄		
	本店 ・ 支所	支店コード	口座番号	
	支店 ・ 出張所			
フリガナ				
口座名義	※フリガナは、濁点・半濁点も1文字として記載ください。			

(都道府県知事) 殿

年 月 日

内閣総理大臣

旧優生保護法補償金等支給請求について(通知)

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給に関して、下記の請求者について、他の都道府県に対して請求が行われましたが、貴都道府県において優生手術等を受けた旨の記載があったことから、当該請求書(写)と併せて通知いたします。貴都道府県におかれましては、当該請求者に係る情報について、貴都道府県及び管内の関係機関が把握しているものについて調査をお願いいたします。調査結果の報告は、様式4及び様式7に必要事項を記入の上、提出してください。

請求者情報	ふりがな		性別	生年月日		
	氏名					
	住所					
	請求年月日			請求のあった都道府県		
備考						

診 断 受 診 依 頼 書

年 月 日

(氏 名) 殿

内閣総理大臣

次に掲げるところにより、診断を受けて下さい。なお、診断に要する費用については公費負担の対象となります。別途請求書に記載の上、こども家庭庁へ提出してください。

診断を受ける期限 年 月 日まで

診断を行う医療機関の名称、所在地

備考

(注) この診断受診依頼書については、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律第9条第5項（同法第14条及び第19条において準用する場合を含む。）の規定によるものです。

認定決定通知書

年 月 日

(氏 名) 殿

内閣総理大臣

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、あなたが請求された補償金等の支給の権利の認定を決定したので通知します。

補償金等については、法第39条に基づきこども家庭庁が補償金等の支払に関する事務を委託している独立行政法人福祉医療機構から、この認定の決定があった日の翌月月末までに、請求の際に指定していただいた口座にお振り込みします。

あわせて、請求に当たって添付していただいた診断書の作成に要する費用として、下記の金額を、請求の際に指定していただいた口座にお振り込みします。

補償金	金	円
優生手術等一時金	金	円
人工妊娠中絶一時金	金	円
診断書の作成に要する費用	金	円

不 認 定 決 定 通 知 書

年 月 日

(氏 名) 殿

内閣総理大臣

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、あなたが請求された補償金等の支給の権利を認定しないことと決定したので通知します。

なお、診断受診依頼書に基づいて受診していただいた際の、診断書の作成に要する費用として、下記の金額について、この決定があった日の翌月月末までに、法第39条に基づきこども家庭庁が補償金等の支払に関する事務を委託している独立行政法人福祉医療機構から、請求の際に指定していただいた口座に対して、お振り込みします。

診断書の作成に要する費用 金 円

不認定の理由

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。